

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

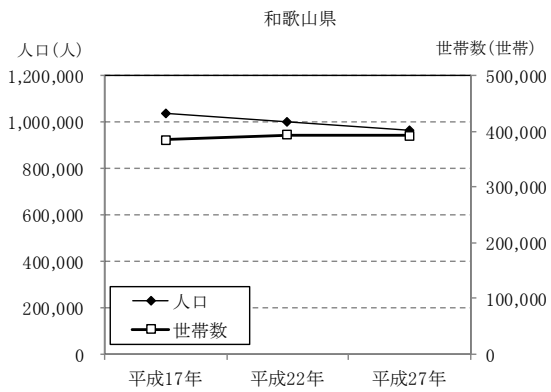
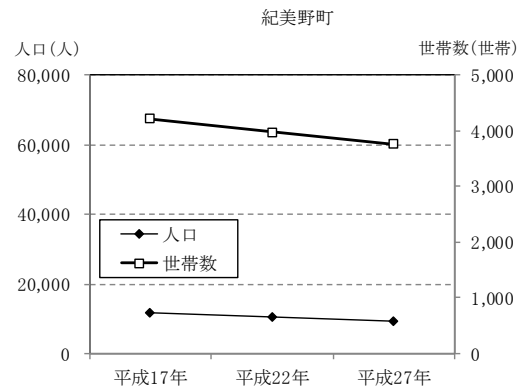
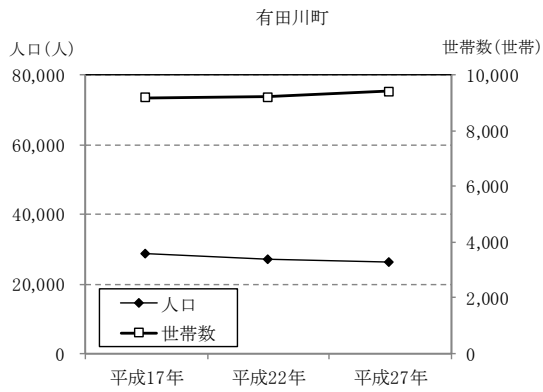
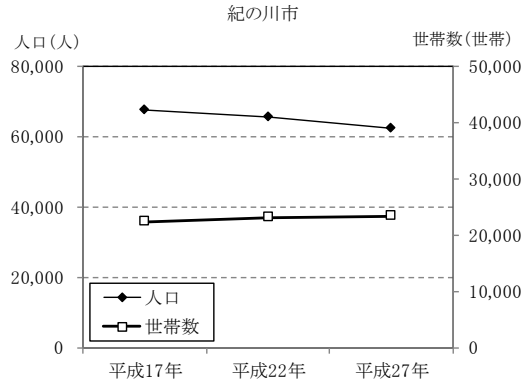
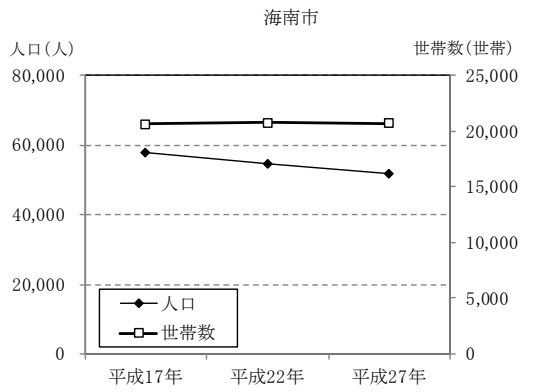
海南市、紀の川市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の人口及び世帯数の推移は第 3.2-1 表及び第 3.2-1 図のとおりである。

第 3.2-1 表 人口及び世帯数の推移

区分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総数	男	女	
海南市	平成 17 年	57,744	26,945	30,799	20,650
	平成 22 年	54,783	25,518	29,265	20,750
	平成 27 年	51,860	24,175	27,685	20,678
紀の川市	平成 17 年	67,862	32,159	35,703	22,508
	平成 22 年	65,840	31,139	34,701	23,226
	平成 27 年	62,616	29,515	33,101	23,457
有田川町	平成 17 年	28,640	13,561	15,079	9,197
	平成 22 年	27,162	12,806	14,356	9,225
	平成 27 年	26,361	12,379	13,982	9,426
紀美野町	平成 17 年	11,643	5,387	6,256	4,214
	平成 22 年	10,391	4,774	5,617	3,971
	平成 27 年	9,206	4,223	4,983	3,762
和歌山県	平成 17 年	1,035,969	488,022	547,947	384,880
	平成 22 年	1,002,198	471,397	530,801	393,553
	平成 27 年	963,579	453,216	510,363	392,332

注：紀の川市は平成 17 年 11 月 7 日に打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の合併、紀美野町は平成 18 年 1 月 1 日に野上町及び美里町の合併、有田川町は平成 18 年 1 月 1 日に吉備町、金屋町及び清水町の合併により発足した。よって紀の川市、紀美野町及び有田川町における平成 17 年の値は、合併前の各町の値を足し合わせたものである。

〔平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成



〔「平成17年、22年、27年 国勢調査」(総務省統計局)より作成〕

第3.2-1 図 人口及び世帯数の推移

2. 産業の状況

海南市、紀の川市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の産業別就業者数は第3.2-2表のとおりである。平成27年10月1日現在の産業別就業者数の割合は、海南市、紀の川市、有田川町及び紀美野町ともに第三次産業の占める割合が高い。

第3.2-2表 産業別就業者数（平成27年10月1日現在）

（単位：人、斜字：％）

産業	海南市	紀の川市	有田川町	紀美野町	和歌山県
第一次産業	2,191 (9.2)	5,704 (18.3)	3,701 (26.7)	573 (13.3)	38,997 (8.8)
農 業	2,145	5,668	3,637	559	35,757
林 業	4	25	56	12	1,145
漁 業	42	11	8	2	2,095
第二次産業	6,228 (26.2)	6,624 (21.3)	2,751 (19.8)	1,157 (26.8)	96,639 (21.7)
鉱業、採石業、砂利採取業	-	11	1	-	78
建設業	1,584	1,910	1,060	280	33,388
製造業	4,644	4,703	1,690	877	63,173
第三次産業	15,171 (63.9)	18,052 (58.1)	7,182 (51.8)	2,581 (59.8)	297,145 (66.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	168	129	61	25	2,834
情報通信業	258	253	49	32	4,562
運輸業・郵便業	1,078	1,703	404	181	20,422
卸売・小売業	3,723	4,054	1,644	514	68,173
金融・保険業	511	496	159	59	9,575
不動産業、物品賃貸業	257	256	67	18	5,712
学術研究、専門・技術サービス業	493	622	203	82	9,476
宿泊業・飲食サービス業	842	939	404	133	24,702
生活関連サービス業、娯楽業	727	901	357	155	15,298
教育、学習支援業	1,119	1,355	619	204	21,267
医療、福祉	3,432	4,285	1,856	611	65,219
複合サービス事業	320	515	248	73	6,009
サービス業（他に分類されないもの）	1,286	1,363	589	281	24,582
公 務	957	1,181	522	213	19,314
分類不能の産業	157	716	226	4	12,545
総 数	23,747	31,096	13,860	4,315	445,326

- 注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。
 2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。
 3. 「-」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔平成27年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

(1) 農業

海南市、紀の川市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の主要な農作物作付（栽培）経営体数は第 3.2-3 表のとおりである。

平成 27 年における主要な農作物作付（栽培）経営体数は、海南市及び紀の川市では稲が最も多く、有田川町及び紀美野町では工芸農作物が最も多くなっている。

第 3.2-3 表 主要な農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年）

（単位：経営体）

種類	海南市	紀の川市	有田川町	紀美野町	和歌山県
稲	309	1,006	163	97	7,132
麦類	-	3	-	-	14
雑穀	1	5	-	-	26
いも類	11	43	9	8	262
豆類	22	114	12	11	373
工芸農作物	29	12	276	142	566
野菜類	101	696	153	42	4,457
花き類・花木	53	250	106	12	1,372
その他の作物	1	17	12	2	116

注：「-」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015年世界農林業センサス」（農林水産省HP、閲覧：平成29年7月）より作成〕

(2) 林業

海南市、紀の川市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の所有形態別林野面積は第 3.2-4 表のとおりである。

平成 27 年における林野面積は、海南市では 3,923ha、紀の川市では 10,792ha、有田川町では 26,921ha、紀美野町では 9,659ha となっている。

第 3.2-4 表 所有形態別林野面積（平成 27 年）

（単位：ha）

区分	林野面積計	国有林			民有林			
		小計	林野庁	その他官庁	小計	独立行政法人等	公有林	私有林
海南市	3,923	-	-	-	3,923	1	173	3,749
紀の川市	10,792	168	168	-	10,624	239	1,847	8,538
有田川町	26,921	642	642	-	26,279	1,475	1,098	23,706
紀美野町	9,659	-	-	-	9,659	-	188	9,471
和歌山県	360,958	16,574	16,570	4	344,384	13,104	22,659	308,621

注：「-」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015年世界農林業センサス」（農林水産省HP、閲覧：平成29年7月）より作成〕

(3) 水産業

海南市、紀の川市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の主要な漁業種類別漁獲量は第3.2-5表、主要な魚種別漁獲量は第3.2-6表のとおりである。

平成27年度における漁獲量の総数は、海南市では235tとなっている。

第3.2-5表 主要な漁業種類別漁獲量（平成27年）

（単位：t）

種類	海南市	紀の川市	有田川町	紀美野町	和歌山県
小型底びき網	86	…	…	…	2,543
船びき網	77	…	…	…	1,810
中・小型まき網	—	…	…	…	11,672
さけ・ます流し網	—	…	…	…	—
かじき等流し網	—	…	…	…	—
その他の刺網	7	…	…	…	378
さんま棒受網	—	…	…	…	x
大型定置網	—	…	…	…	2,567
さけ定置網	—	…	…	…	—
小型定置網	—	…	…	…	640
その他の網漁業	—	…	…	…	734
遠洋まぐろはえ縄	—	…	…	…	—
近海まぐろはえ縄	—	…	…	…	244
沿岸まぐろはえ縄	—	…	…	…	221
その他のはえ縄	29	…	…	…	x
沿岸かつお一本釣	—	…	…	…	61
沿岸いか釣	—	…	…	…	16
ひき網釣	—	…	…	…	422
その他の釣	29	…	…	…	618
採貝・採藻	1	…	…	…	533
その他の漁業	5	…	…	…	233
計（実数）	235	…	…	…	22,901

注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「…」は、事実不詳又は調査を欠くものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成27年）」
（農林水産省 HP、閲覧：平成29年7月）より作成〕

第 3.2-6 表 主要な魚種別漁獲量（平成 27 年）

（単位：t）

種類	海南市	紀の川市	有田川町	紀美野町	和歌山県
まぐろ類	—	…	…	…	557
かじき類	—	…	…	…	25
かつお類	—	…	…	…	482
さめ類	0	…	…	…	113
さけ・ます類	—	…	…	…	—
このしろ	—	…	…	…	0
にしん類	—	…	…	…	—
いわし類	77	…	…	…	6,060
あじ類	14	…	…	…	3,686
さば類	3	…	…	…	5,395
さんま	—	…	…	…	44
ぶり類	0	…	…	…	1,055
ひらめ・かれい類	29	…	…	…	93
たら類	—	…	…	…	—
ほっけ	—	…	…	…	—
きちじ	—	…	…	…	—
はたはた	—	…	…	…	—
にぎす類	—	…	…	…	—
あなご類	1	…	…	…	4
たちうお	3	…	…	…	728
たい類	1	…	…	…	575
いさき	0	…	…	…	207
さわら類	1	…	…	…	292
すずき類	0	…	…	…	21
いかなご	—	…	…	…	0
あまだい類	1	…	…	…	5
ふぐ類	0	…	…	…	148
その他の魚類	61	…	…	…	2,033
えび類	13	…	…	…	242
かに類	2	…	…	…	6
おきあみ	—	…	…	…	—
貝類	1	…	…	…	65
いか類	21	…	…	…	333
たこ類	4	…	…	…	35
うに類	—	…	…	…	11
海産ほ乳類	—	…	…	…	x
その他の水産動物類	1	…	…	…	x
海藻類	0	…	…	…	471
漁獲量合計	235	…	…	…	22,901

注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「0」は、単位に満たないものを示す。

4. 「…」は、事実不詳又は調査を欠くものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 27 年）」
（農林水産省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

(4) 商業

海南市、紀の川市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の商業の状況は第 3.2-7 表のとおりである。

平成 25 年の年間商品販売額は、海南市では 84,234 百万円、紀の川市では 86,267 百万円、有田川町では 32,457 百万円、紀美野町では 7,521 百万円となっている。

第 3.2-7 表 商業の状況（平成 25 年 11 月 27 日現在）

業種	区分	海南市	紀の川市	有田川町	紀美野町	和歌山県
卸売業	事業所数 （事業所）	156	86	48	15	2,121
	従業者数 （人）	1,224	687	305	41	15,158
	年間商品販売額 （百万円）	51,263	52,164	12,723	5,256	920,207
小売業	事業所数 （事業所）	497	442	336	139	8,783
	従業者数 （人）	2,289	2,188	1,330	355	45,624
	年間商品販売額 （百万円）	32,970	34,103	19,735	2,264	788,729
合計	事業所数 （事業所）	653	528	384	154	10,904
	従業者数 （人）	3,513	2,875	1,635	396	60,782
	年間商品販売額 （百万円）	84,234	86,267	32,457	7,521	1,708,937

〔「平成 24 年経済センサス - 活動調査」(総務省・経済産業省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成〕

(5) 工業

海南市、紀の川市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の工業の状況は第 3.2-8 表のとおりである。

平成 26 年における製造品出荷額等は、海南市では 32,991,900 万円、紀の川市では 11,853,647 万円、有田川町では 3,017,643 万円、紀美野町では 847,642 万円となっている。

第 3.2-8 表 工業の状況（従業員 4 人以上）（平成 26 年）

区分	海南市	紀の川市	有田川町	紀美野町	和歌山県
事業所数（事業所）	172	143	35	35	1,829
従業者数（人）	4,003	4,303	1,399	622	50,141
製造品出荷額等（万円）	32,991,900	11,853,647	3,017,643	847,642	299,496,984

〔「平成 26 年工業統計調査」(経済産業省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

海南市、紀の川市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の土地利用の状況は、第3.2-9表及び第3.2-2図のとおりである。

第3.2-9表 地目別土地利用の現況（平成27年1月1日現在）

（単位：千km²、（ ）内は％）

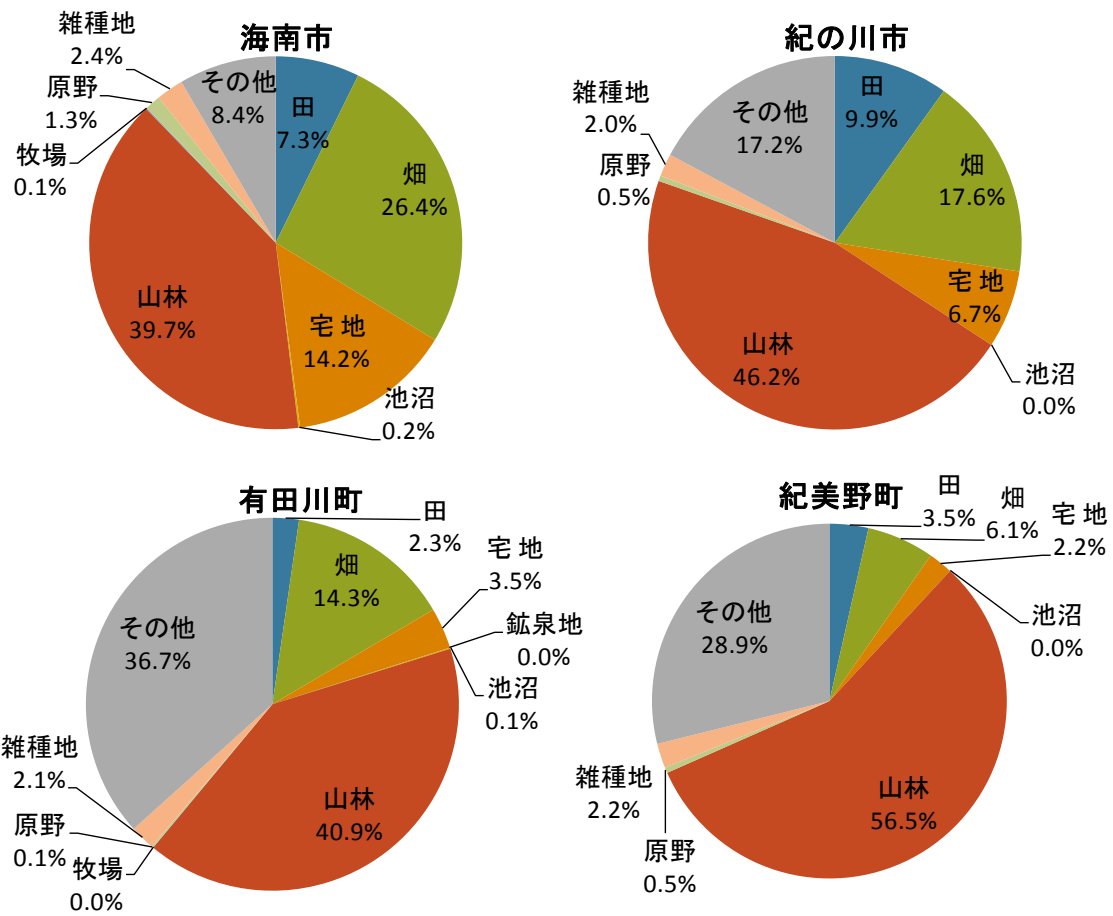
市町・県	総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場
海南市	76,709 (100)	5,582 (7.3)	20,259 (26.4)	10,867 (14.2)	— (—)	116 (0.2)	30,435 (39.7)	165 (0.1)
紀の川市	179,898 (100)	17,826 (9.9)	31,577 (17.6)	12,112 (6.7)	— (—)	12 (0.0)	83,058 (46.2)	— (—)
有田川町	157,392 (100)	3,610 (2.3)	22,432 (14.3)	5,556 (3.5)	1 (0.0)	169 (0.1)	64,297 (40.9)	63 (0.0)
紀美野町	90,937 (100)	3,220 (3.5)	5,580 (6.1)	2,011 (2.2)	— (—)	3 (0.0)	51,363 (56.5)	— (—)
和歌山県	3,446,358 (100)	131,912 (3.8)	229,679 (6.7)	157,940 (4.6)	4 (0.0)	3,159 (0.1)	1,867,405 (54.2)	277 (0.0)

市町・県	原野	雑種地	その他
海南市	1,009 (1.3)	1,804 (2.4)	6,473 (8.4)
紀の川市	852 (0.5)	3,526 (2.0)	30,935 (17.2)
有田川町	211 (0.1)	3,358 (2.1)	57,695 (36.7)
紀美野町	458 (0.5)	2,038 (2.2)	26,263 (28.9)
和歌山県	11,252 (0.3)	57,504 (1.7)	987,225 (28.6)

注：1. 「—」は該当数値がないもの

2. 「0.0」は表章単位に満たないもの

〔和歌山県統計年鑑 平成28年刊行〕（和歌山県、平成29年）より作成



〔和歌山県統計年鑑 平成 28 年刊行〕（和歌山県、平成 29 年）より作成〕

第 3.2-2 図 地目別土地利用の現況（平成 27 年 1 月 1 日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲の都市地域は第 3.2-3 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に都市地域が分布している。

(2) 農業地域

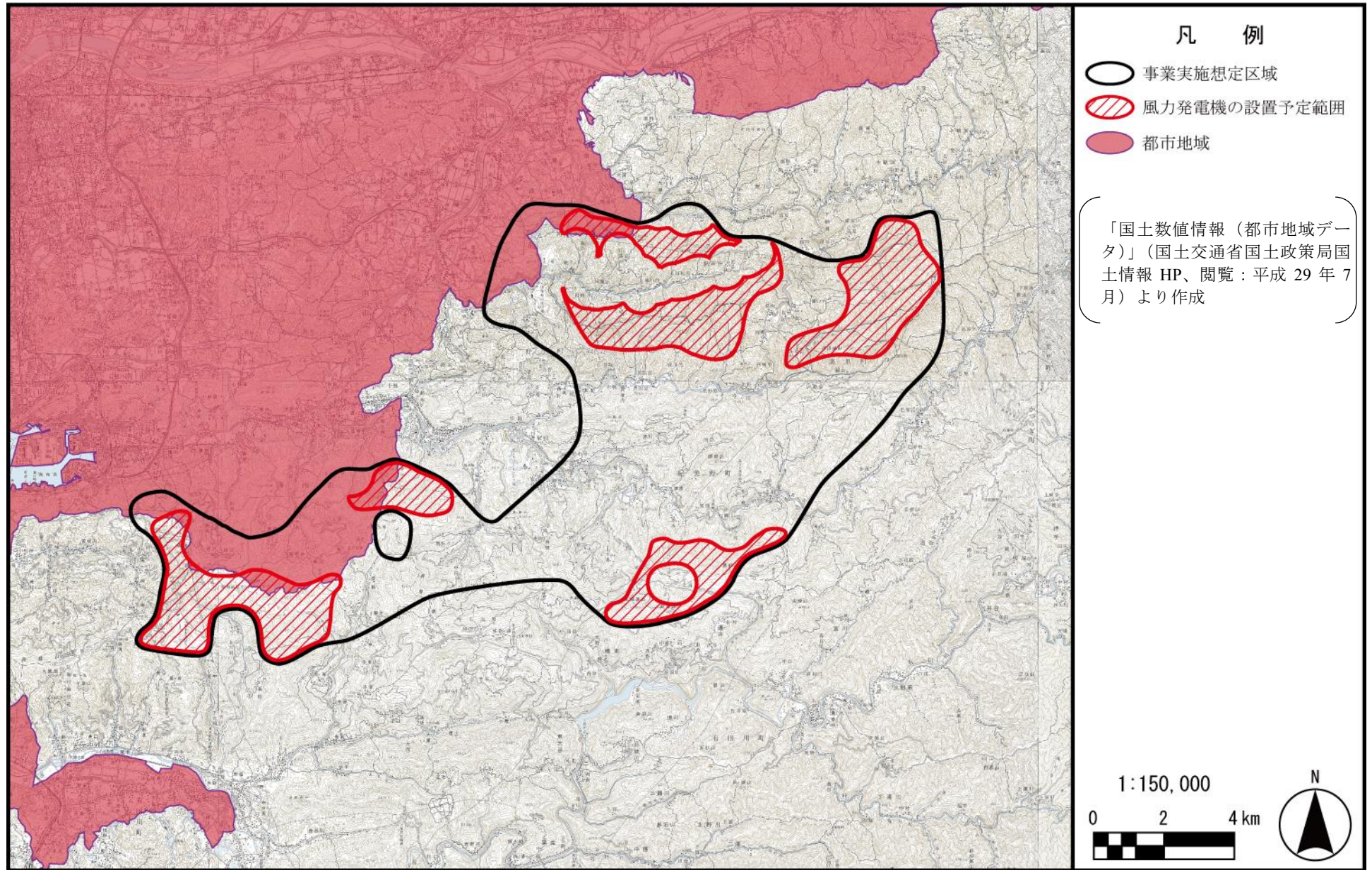
事業実施想定区域及びその周囲の農業地域は第 3.2-4 図のとおりであり、事業実施想定区域には農業地域が分布している。

(3) 森林地域

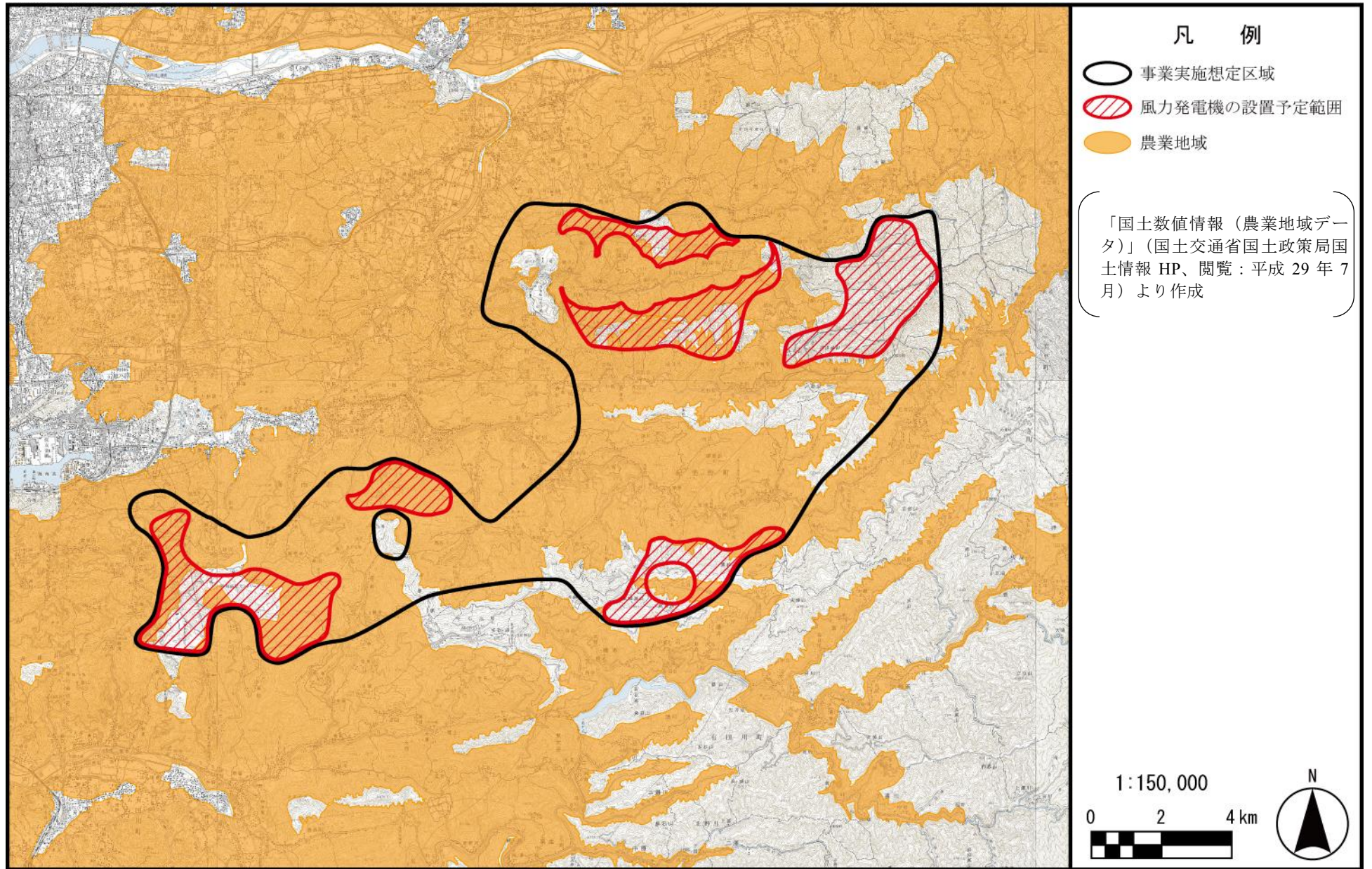
事業実施想定区域及びその周囲の森林地域は第 3.2-5 図のとおりであり、事業実施想定区域には森林地域が分布している。

(4) 都市計画用途地域

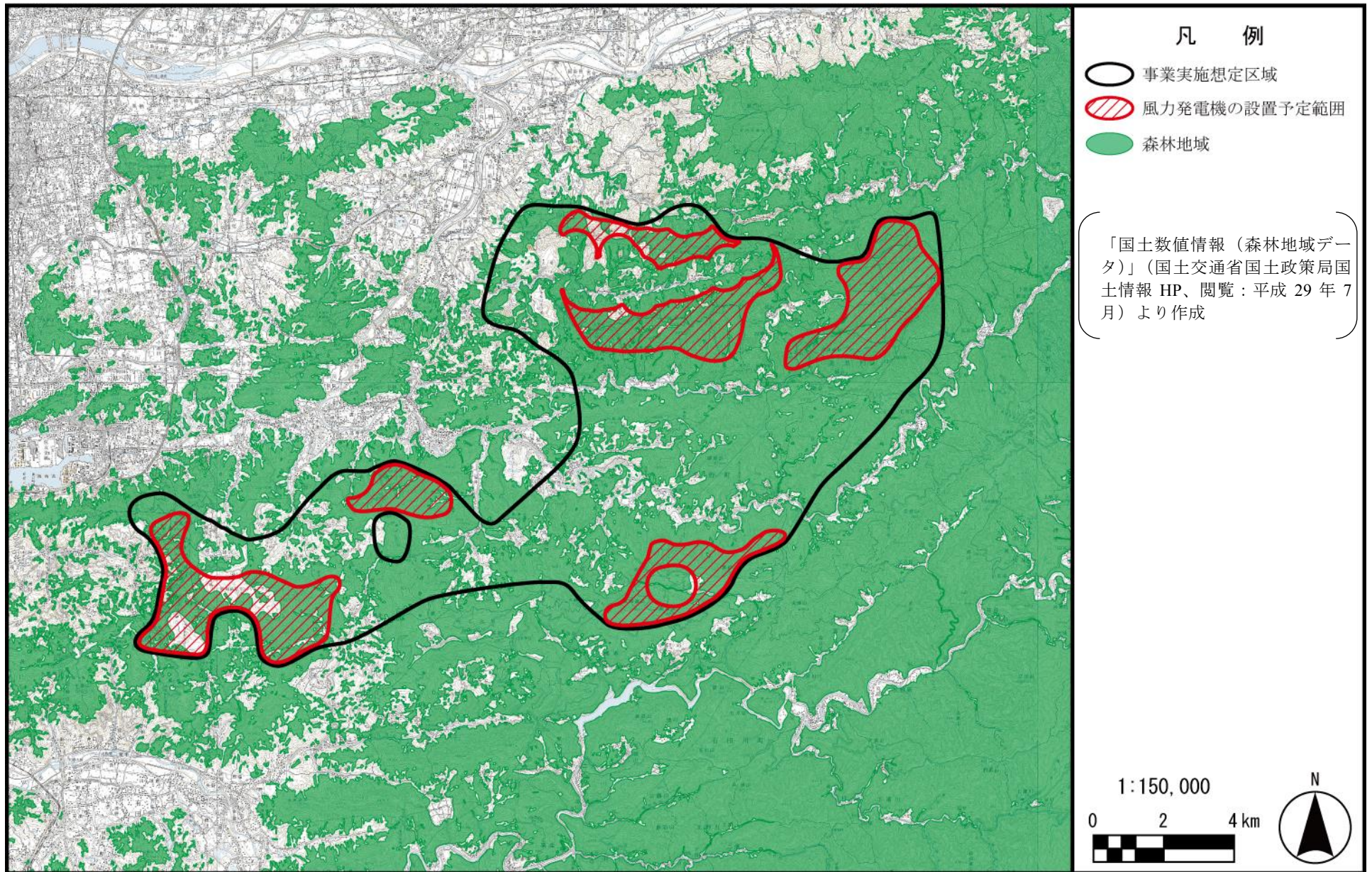
「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の状況は第 3.2-6 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に用途地域の指定がある。



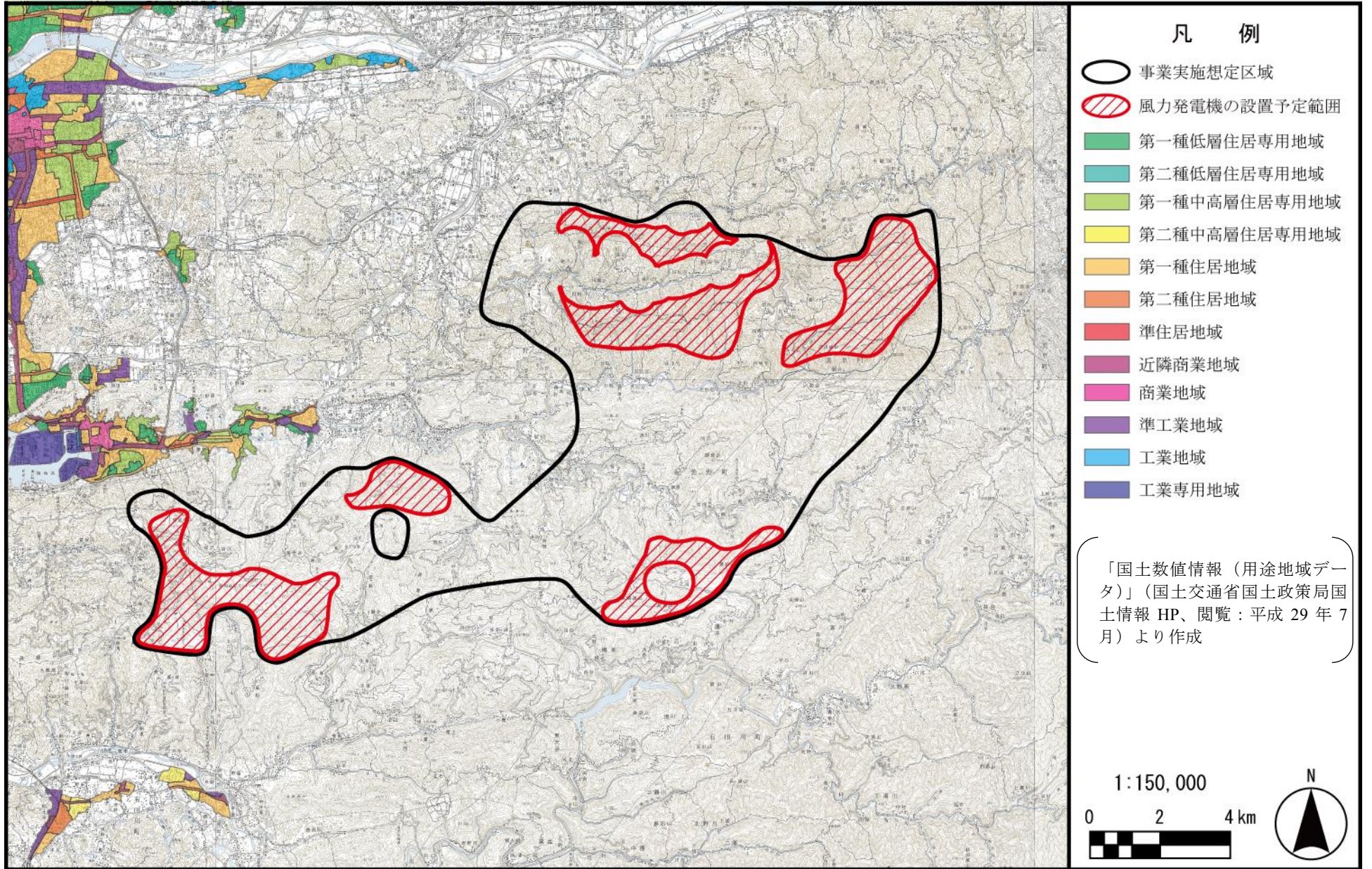
第 3.2-3 図 土地利用基本計画図 (都市地域)



第 3.2-4 図 土地利用基本計画図（農業地域）



第 3.2-5 図 土地利用基本計画図（森林地域）



第 3.2-6 図 土地利用基本計画図（用途地域）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲において、水道用水は紀の川、有田川等を利用している。取水位置については第 3.2-7 図のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲の自治体における、水道施設による水利用の状況は第 3.2-10 表のとおりである。

また、事業実施想定区域及びその周囲においては、第 3.2-11 表及びのとおり、紀の川水系、貴志川水系及び有田川水系に内水面漁業権が設定されている。

第 3.2-10 表 水道施設による水利用の状況（平成 26 年度末）

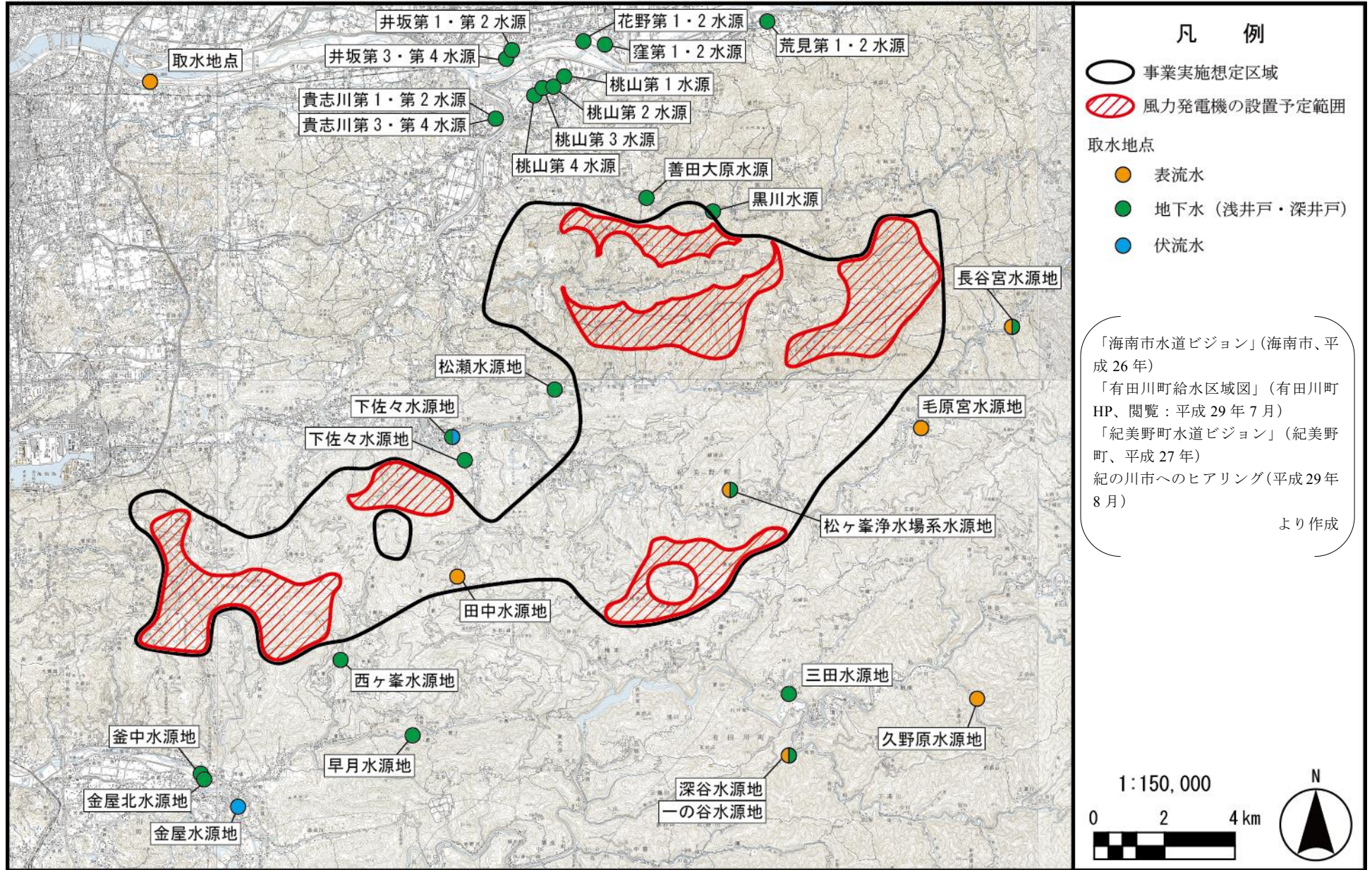
市町	種別	年間総給水量（千 m ³ ）
海南市	上水道	6,447
	簡易水道	908
	計	7,355
紀の川市	上水道	7,812
	簡易水道	286
	計	8,098
有田川町	上水道	1,970
	簡易水道	1,251
	計	3,221
紀美野町	上水道	630
	簡易水道	748
	計	1,378

〔和歌山県統計年鑑 平成 28 年度刊行〕
〔和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月〕より作成

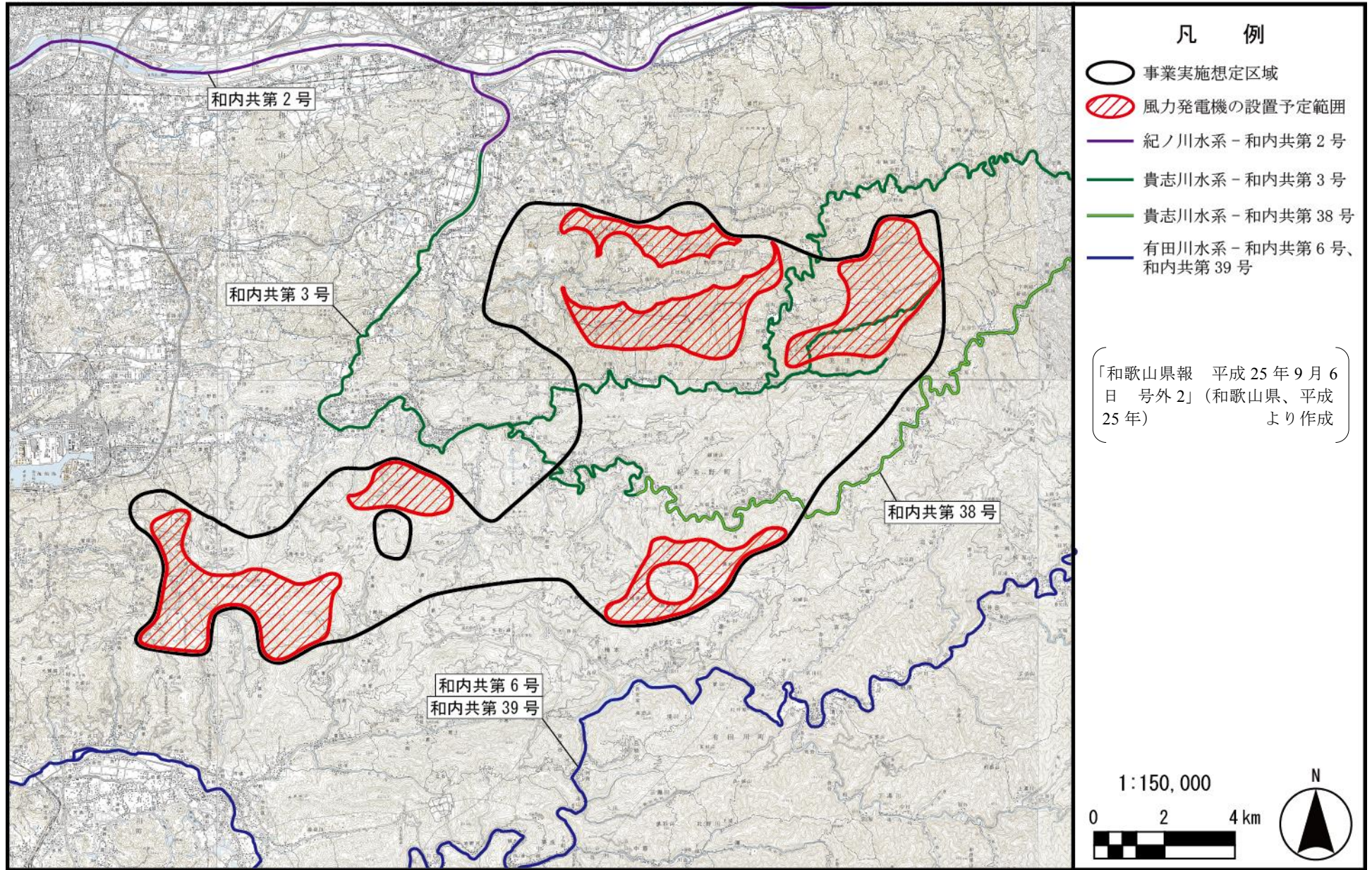
第 3.2-11 表 内水面漁業権の内容

免許番号	魚場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業権者
和内共第 2 号	紀の川水系	第五種共同漁業	あゆ、もくずがに	紀ノ川漁業協同組合
和内共第 3 号	貴志川水系	第五種共同漁業	あゆ	貴志川漁業協同組合
和内共第 6 号	有田川水系	第五種共同漁業	あゆ、もくずがに	有田川漁業協同組合
和内共第 38 号	貴志川水系	第五種共同漁業	あまご	貴志川漁業協同組合
和内共第 39 号	有田川水系	第五種共同漁業	あまご	有田川漁業協同組合

〔和歌山県報 平成 25 年 9 月 6 日 号外 2〕〔和歌山県、平成 25 年〕より作成



第3.2-7図 水道の取水位置



第 3.2-8 図 内水面漁業権の設定状況

2. 海域の利用状況

(1) 港湾の利用

事業実施想定区域及びその周囲における港湾の状況は第 3.2-9 図のとおり、国際拠点漁港として和歌山下津港が指定されている。

(2) 漁港の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲に漁港はない。

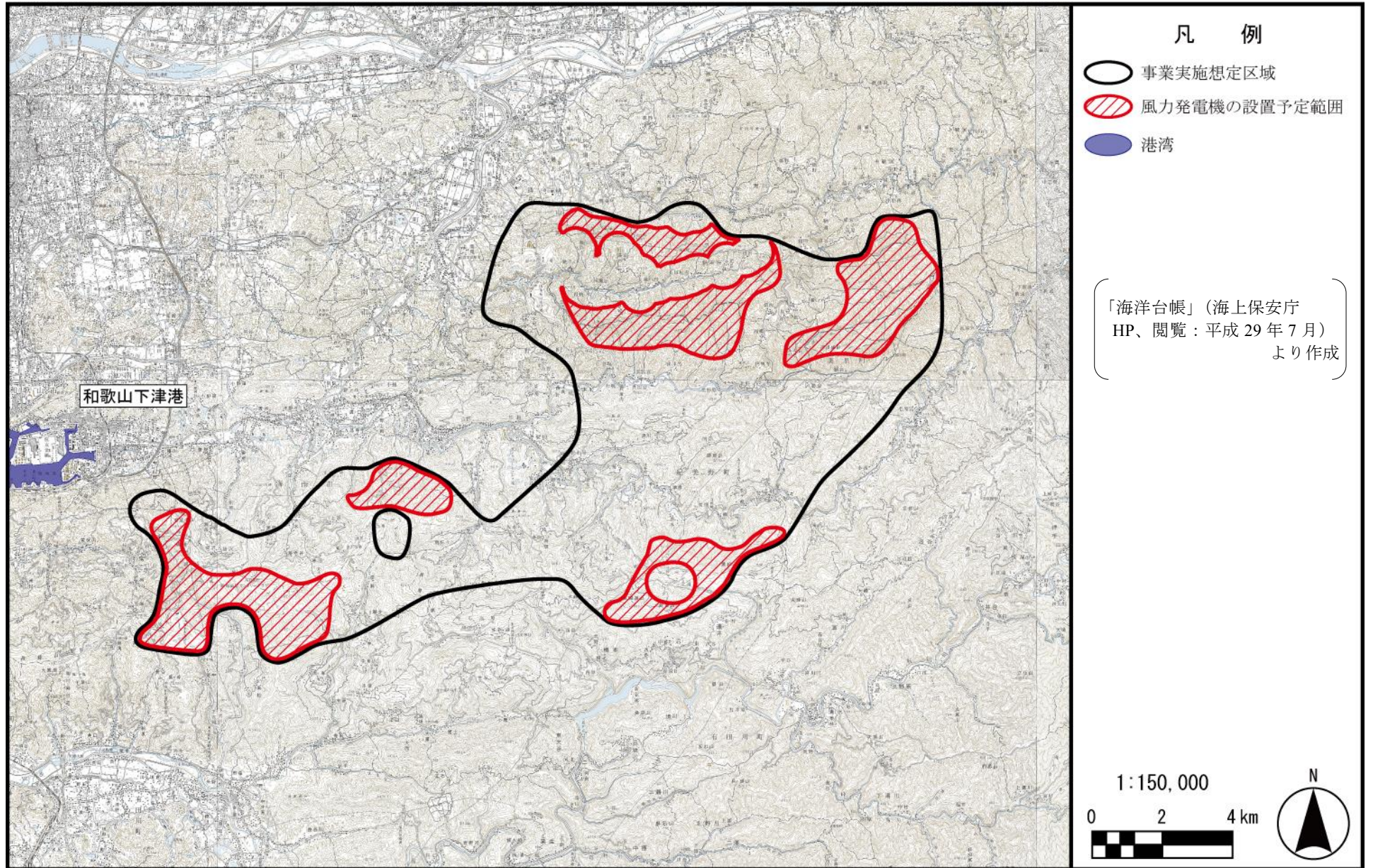
(3) 漁場区域の状況

事業実施想定区域及びその周囲の海域には第 3.2-12 表のとおり漁業権が設定されており、漁場区域は第 3.2-10 図のとおりである。

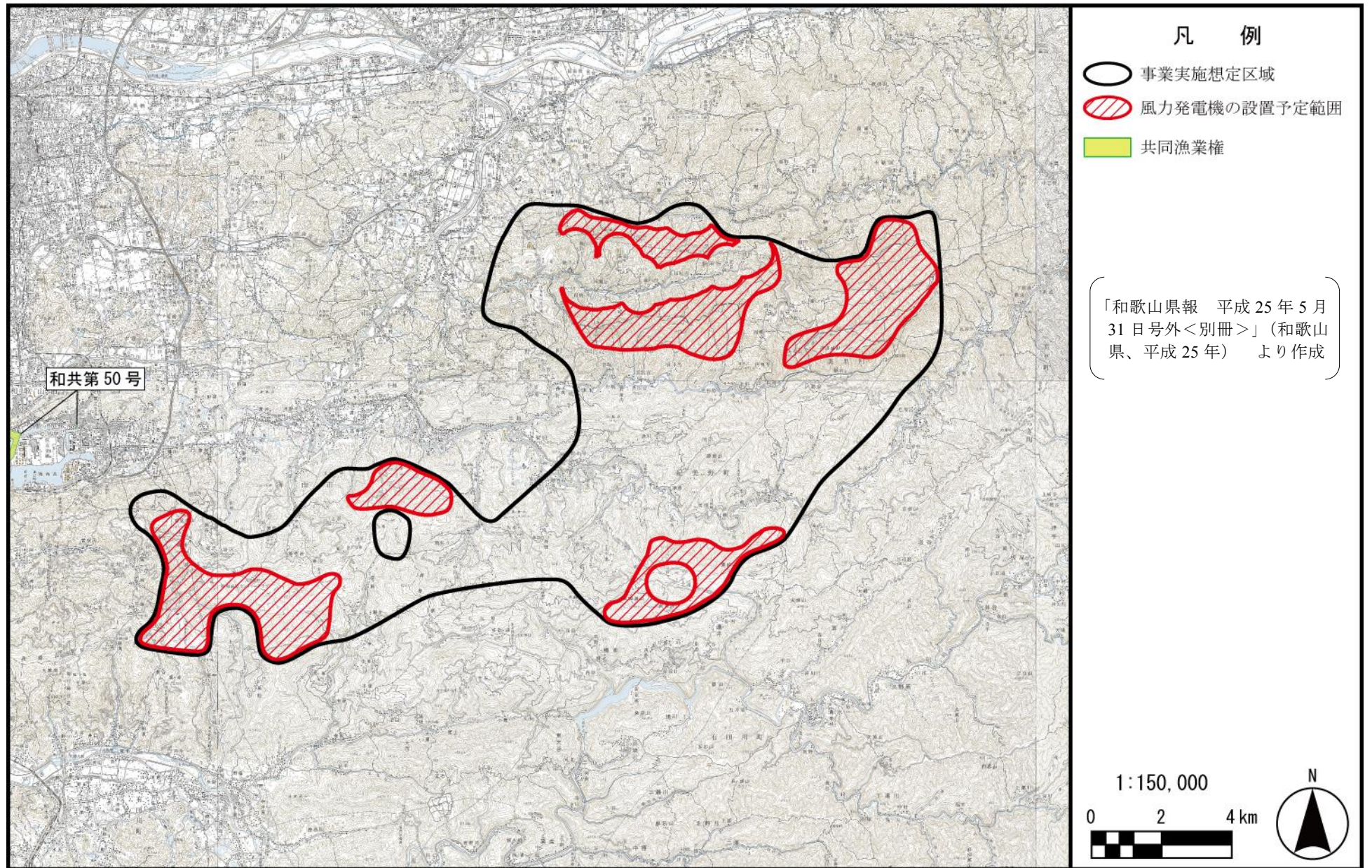
第 3.2-12 表 海面漁業権の内容

免許番号	魚場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業権者
和共第 50 号	和歌山県毛見及び海南市冷水地先	第一種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業、てんぐさ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ばい・まがきがい漁業、さざえ・かき・いそもの漁業、にまいがい漁業、たこ漁業、えむし漁業、いせえび漁業、うに漁業、なまこ漁業	海南市漁業共同組合
		第二種共同漁業	雑魚刺網漁業、かに刺網漁業、いわし・あじ・さば敷網漁業	

〔「和歌山県報 平成 25 年 5 月 31 日号外<別冊>」(和歌山県、平成 25 年)より作成〕



第 3.2-9 図 港湾の状況



第 3.2-10 図 海面漁業権の設定状況

3. 地下水の利用状況

「環境省 全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 27 年度版）和歌山県の関連データ」（環境省）によれば、和歌山県の地区別、用途別、井戸本数及び地下水採取量は第 3.2-13 表のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における地下水の取水位置については第 3.2-7 図のとおりである。

第 3.2-13 表 和歌山県の地区別、用途別、井戸本数及び地下水採取量
（平成 25 年度）

地域名	用途	井戸本数	揚水量
		本	千 m ³ /日
海南市	工業用	—	0
	建築物用	—	—
	上水道用	1	2
	農業用他	—	—
紀の川市	工業用	—	8
	建築物用	—	—
	上水道用	28	50
	農業用他	—	—
海草郡	工業用	—	0
	建築物用	—	—
	上水道用	—	1
	農業用他	—	—
有田郡	工業用	—	0
	建築物用	—	—
	上水道用	7	17
	農業用他	—	—
和歌山県（総計）		113	252

注：1. 「—」は記載がないことを示す。

2. 関係市町村である紀美野町と有田川町について、海草郡は紀美野町が、有田郡は有田川町が含まれるため、海草郡及び有田郡を記載した。

〔「環境省 全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 27 年度版）和歌山県の関連データ」
（環境省 全国地盤環境情報ディレクトリ HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

3. 2. 4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路の状況は第 3.2-11 図のとおりであり、一般国道 370 号、一般国道 424 号、主要地方道 3 号（かつらぎ桃山線）等があげられる。平成 27 年度の交通量調査結果は第 3.2-14 表のとおりである。

また、事業実施想定区域及びその周囲における鉄道は、わかやま電鉄貴志川線及び JR 和歌山線が敷設されている。

第 3.2-14 表(1) 主要道路の交通状況（平成 27 年）

(単位：台)

路線名	番号	交通量観測地点	交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
一般国道 370 号	①	一般国道 42 号～和歌山海南線	5,610	7,237
	②	和歌山海南線～海南金屋線	5,610	7,237
	③	海南金屋線～和歌山海南線	4,787	6,175
	④	和歌山海南線～秋月海南線	13,208	16,642
	⑤	秋月海南線～海南金屋線	13,208	16,642
	⑥	海南金屋線～海南金屋線	10,120	12,761
	⑦	海南金屋線～沖野々森小手穂線	12,607	16,893
	⑧	沖野々森小手穂線～一般国道 424 号	12,850	17,219
	⑨	一般国道 424 号～一般国道 424 号	1,579	2,037
	⑩	一般国道 424 号～一般国道 370 号	1,579	2,037
	⑪	一般国道 370 号～和歌山野上線	1,579	2,037
	⑫	和歌山野上線～海南市・紀美野町境	1,579	2,037
	⑬	海南市・紀美野町境～岩出野上線	1,579	2,037
	⑭	岩出野上線～一般国道 370 号	1,579	2,037
	⑮	一般国道 370 号～高野口野上線	5,361	6,916
	⑯	高野口野上線～美里龍神線	5,361	6,916
	⑰	美里龍神線～一般国道 370 号	1,021	1,235
	⑱	一般国道 370 号～花園美里線	1,054	1,275
	⑲	花園美里線～紀美野町・かつらぎ町境	725	877
	⑳	紀美野町・かつらぎ町境～かつらぎ町・高野町境	844	1,021
一般国道 424 号	㉑	吉原湯浅線～一般国道 424 号	1,100	1,342
	㉒	一般国道 424 号～一般国道 480 号	3,110	3,950
	㉓	一般国道 480 号～一般国道 424 号	3,110	3,950
	㉔	一般国道 424 号～楠本小川線	3,446	4,376
	㉕	楠本小川線～楠本小川線	2,117	2,689
	㉖	楠本小川線～生石公園線	322	409
	㉗	生石公園線～有田川町・海南市境	322	409
	㉘	有田川町・海南市境～奥佐々阪井線	1,132	1,381
	㉙	奥佐々阪井線～一般国道 370 号	1,132	1,381
	㉚	一般国道 370 号～和歌山野上線	7,390	9,607
	㉛	和歌山野上線～和歌山野上線	7,390	9,607
	㉜	和歌山野上線～岩出野上線	7,390	9,607
	㉝	岩出野上線～海南市・紀の川市境	7,390	9,607
	㉞	海南市・紀の川市境～岩出野上線	10,589	13,024
	㉟	岩出野上線～垣内貴志川線	10,589	13,024
	㊱	垣内貴志川線～和歌山橋本線	10,589	13,024

第 3.2-14 表(2) 主要道路の交通状況 (平成 27 年)

(単位：台)

路線名	番号	交通量観測地点	交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
一般国道 424 号	③7	和歌山橋本線～桃山下井阪線	10,820	13,297
	③8	桃山下井阪線～かつらぎ桃山線	9,143	11,977
	③9	かつらぎ桃山線～和歌山橋本線	9,143	11,977
	④0	和歌山橋本線～和歌山打田線	5,437	6,579
	④1	和歌山打田線～一般国道 24 号	5,437	6,579
主要地方道 3 号 (かつらぎ桃山線)	④2	一般国道 480 号～かつらぎ町・紀の川市境	489	597
	④3	かつらぎ町・紀の川市境～高野口野上線	435	552
	④4	高野口野上線～高野口野上線	435	552
	④5	高野口野上線～一般国道 424 号	1,485	1,827
主要地方道 4 号 (高野口野上線)	④6	かつらぎ桃山線～垣内貴志川線	489	597
	④7	垣内貴志川線～紀の川市・紀美野町境	489	597
	④8	紀の川市・紀美野町境～高野口野上線	489	597
	④9	高野口野上線～一般国道 370 号	494	603
主要地方道 18 号 (海南金屋線)	⑤0	一般国道 370 号～海南金屋線	2,845	3,613
	⑤1	海南金屋線～海南市・有田川町境	1,377	1,749
	⑤2	海南市・有田川町境～一般国道 480 号	906	1,105
	⑤3	一般国道 424 号～一般国道 480 号	967	1,170
主要地方道 19 号 (美里龍神線)	⑤4	一般国道 370 号～紀美野町・有田川町境	153	207
	⑤5	紀美野町・有田川町境～野上清水線	102	138
	⑤6	野上清水線～一般国道 480 号	102	138
一般県道 129 号 (垣内貴志川線)	⑤7	高野口野上線～農道	293	372
	⑤8	農道～垣内貴志川線	1,718	2,130
	⑤9	垣内貴志川線～一般国道 424 号	1,822	2,259
一般県道 159 号 (海南吉備線)	⑥0	興加茂郷停車場線～引尾下津線	4,643	5,989
	⑥1	引尾下津線～海南市・有田川町境	4,643	5,989
	⑥2	海南市・有田川町境～一般国道 480 号	780	936
	⑥3	一般国道 480 号～吉備金屋線	588	711
	⑥4	吉備金屋線～一般国道 42 号	8,739	11,448
一般県道 166 号 (興加茂郷停車場線)	⑥5	海南吉備線～阪和自動車道	2,157	2,739
一般県道 169 号 (奥佐々阪井線)	⑥6	一般国道 370 号～紀美野町・海南市境	1,333	1,626
	⑥7	紀美野町・海南市境～一般国道 424 号	1,333	1,626
一般県道 180 号 (野上清水線)	⑥8	一般国道 370 号～野上清水線	1,056	1,278
	⑥9	野上清水線～紀美野町・有田川町境	1,056	1,278
	⑦0	紀美野町・有田川町境～生石公園線	1,056	1,278
	⑦1	生石公園線～美里龍神線	16	22
一般県道 182 号 (境川金屋線)	⑦2	一般国道 480 号～一般国道 480 号	118	159
一般県道 184 号 (生石公園線)	⑦3	野上清水線～紀美野町・有田川町境	93	126
	⑦4	紀美野町・有田川町境～一般国道 424 号	93	126

注：1. 表中の番号は、中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

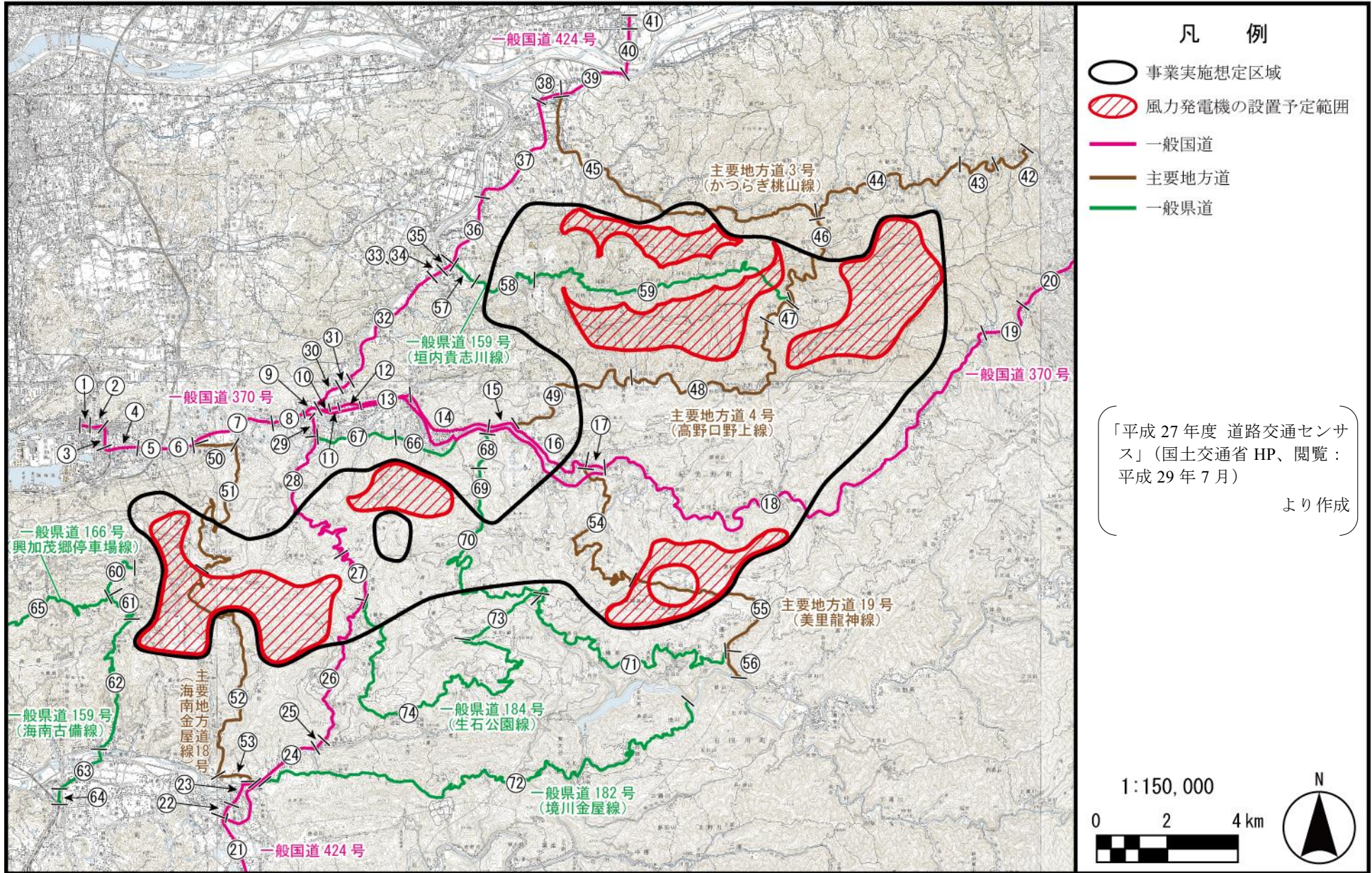
12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 12 時間の斜体字は平成 17 年度交通量と平成 17 年度及び平成 22 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

4. 24 時間の斜体字は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

〔「平成 27 年度 道路交通センサス」(国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成〕



第 3.2-11 図 主要交通網

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。事業実施想定区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、第 3.2-15 表及び第 3.2-12 図のとおりである。事業実施想定区域内に、これらの環境保全上配慮すべき施設は含まれている。

また、住居の配置の概況は第 3.2-12 図のとおりである。

第 3.2-15 表(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

区分	番号	施設名	所在地
幼稚園	1	内海幼稚園	海南市鳥居 190
	2	大野幼稚園	海南市山田 91-2
	3	巽幼稚園	海南市重根 1203
小学校	4	安楽川小学校	紀の川市桃山町市場 2
	5	調月小学校	紀の川市桃山町調月 1101
	6	田中小学校高野分校	紀の川市高野 595
	7	鞆渕小学校	紀の川市中鞆渕 968-1
	8	小川小学校	紀美野町中田 4
	9	下神野小学校	紀美野町神野市場 214
	10	久野原小学校	有田川町久野原 1235
	11	内海小学校	海南市鳥居 190
	12	大野小学校	海南市山田 91-1
	13	巽小学校	海南市重根 1203
	14	南野上小学校	海南市次ヶ谷 80
	15	中野上小学校	海南市椋木 93
	16	野上小学校	紀美野町動木 1445
	17	田殿小学校	有田川町井口 47-1
	18	西ヶ峯小学校	有田川町西ヶ峯 1489
	19	小川小学校	有田川町小川 610
中学校	20	荒川中学校	紀の川市桃山町元 249
	21	鞆渕中学校	紀の川市中鞆渕 968-1
	22	美里中学校	紀美野町野中 494-1
	23	第三中学校	海南市鳥居 15-3
	24	東海南中学校	海南市野上中 590
	25	巽中学校	海南市阪井 399
	26	野上中学校	紀美野町下佐々 940
高等学校	27	慶風高等学校	紀美野町田 64
	28	海南高等学校美里分校	紀美野町毛原中 689
	29	海南高等学校	海南市大野中 651
	30	海南高等学校大成校舎	紀美野町動木 1515

「国土数値情報（学校データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）

「県内の公立学校一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成

第 3.2-15 表 (2) 環境保全上配慮すべき施設 (医療機関)

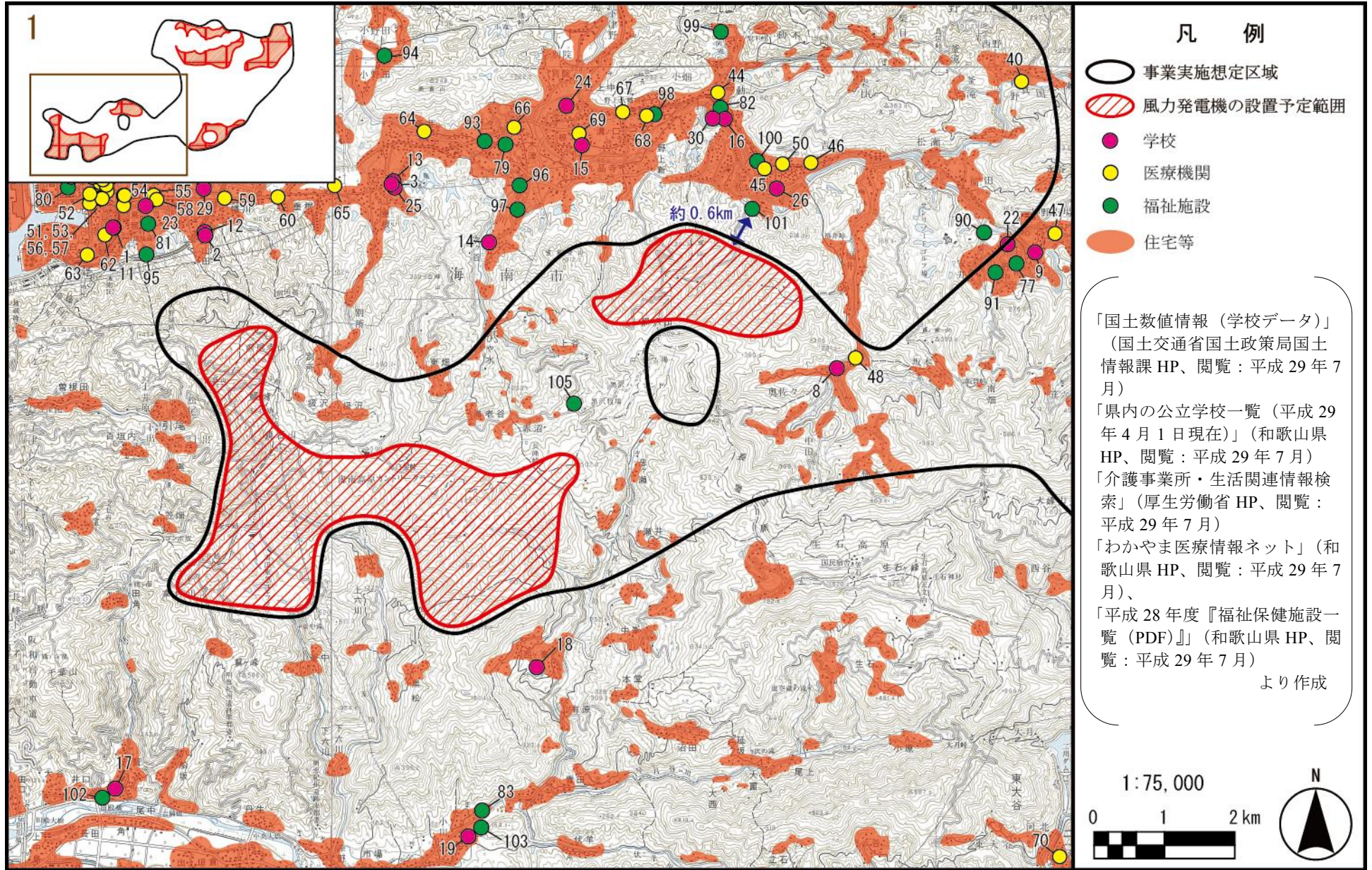
区分	番号	施設名	所在地
医療機関	31	岡整形外科	紀の川市桃山町市場 383-1
	32	こんにちはクリニック	紀の川市桃山町元 785-1
	33	前尾クリニック	紀の川市桃山町市場 341-1
	34	西岡内科胃腸科	紀の川市桃山町最上 84-5
	35	津田クリニック	紀の川市桃山町神田 156
	36	矢野医院	紀の川市桃山町調月 769-100
	37	奥医院	紀の川市桃山町最上 805
	38	鞆渕診療所	紀の川市中鞆渕 911
	39	野田原へき地診療所	紀の川市桃山町野田原 639
	40	志賀野診療所	紀美野町西野 20-1
	41	真国診療所	紀美野町真国宮 32-2
	42	細野へき地診療所	紀の川市桃山町中畑 108-1
	43	細野診療所	紀美野町円明寺 221-2
	44	みぞばたクリニック	紀美野町動木 99-1
	45	田伏医院	紀美野町下佐々 693-1
	46	にしもと内科クリニック	紀美野町吉野 46-2
	47	小馬場医院	紀美野町長谷宮 565
	48	小川診療所	紀美野町奥佐々 22
	49	国吉診療所	紀美野町田 63
	50	岩橋医院きみのファミリークリニック	紀美野町下佐々 268
	51	新垣医院	海南市名高 535-5
	52	海南医療センター	海南市日方 1522-1
	53	魚谷メンタルクリニック	海南市名高 531-1 タムラビル 4F
	54	辻秀輝整形外科	海南市名高 178-1
	55	さくらクリニック	海南市名高 140-1
	56	辻整形外科	海南市築地 1-50
	57	山本クリニック	海南市名高 506-4
	58	しこねクリニック	海南市大野中 452-15
	59	吉川内科循環器科	海南市幡川 187-1
	60	竹中整形外科内科	海南市重根 11-1
	61	おくクリニック	海南市名高 243
	62	川村小児科	海南市鳥居 237
	63	山西内科	海南市藤白 166-9
	64	たきもと内科クリニック	海南市阪井 1799-1
	65	さいとうクリニック	海南市重根 837-7
	66	木村医院	海南市沖野々 260
	67	谷田クリニック	紀美野町小畑 668-1
	68	野上厚生総合病院	紀美野町小畑 198
	69	田尻内科胃腸科	海南市野上中 58
	70	なかむら内科クリニック城山出張所	有田川町二川 369-3
	71	小馬場医院	紀美野町長谷宮 565
	72	長谷毛原診療所	紀美野町毛原宮 254-5

〔「国土数値情報 (医療機関データ)」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
「わかやま医療情報ネット」(和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)より作成〕

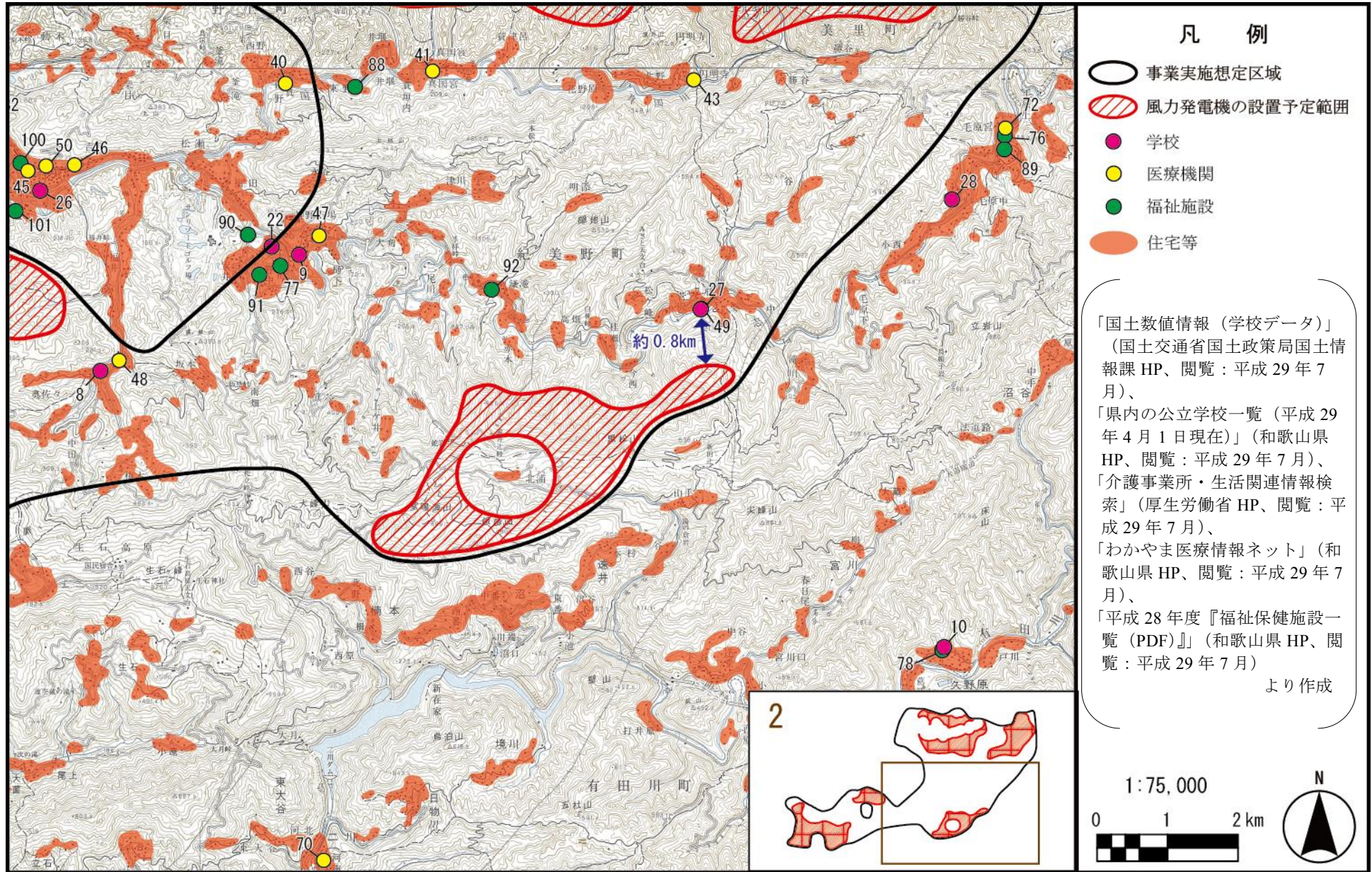
第 3.2-15 表 (3) 環境保全上配慮すべき施設 (福祉施設)

区 分	番号	施設名	所在地
保育所	73	愛幸託児所	紀の川市桃山町最上 21-7
	74	安楽川保育園	紀の川市桃山町元 386-1
	75	鞆淵へき地保育所	紀の川市中鞆淵 800
	76	毛原へき地保育所	紀美野町毛原宮 204
	77	神野保育所	紀美野町神野市場 78
	78	久野原へき地保育所	有田川町久野原 1058-1
	79	きらら子ども園	海南市沖野々 434
	80	日方保育所	海南市日方 1289-1
	81	内海保育所	海南市鳥居 69
	82	きみのこども園	紀美野町動木 156
	83	金屋第二保育所	有田川町小川 811-1
福祉施設	84	デイサービスセンター桃花苑	紀の川市桃山町神田 378
	85	ヴィラももの里	紀の川市桃山町最上 873
	86	特別養護老人ホームももの里	紀の川市桃山町最上 1254-1
	87	老人憩の家ともぶち荘	紀の川市中鞆淵 851-1
	88	美里園真国デイサービスセンター	紀美野町東野 285-1
	89	美里園長谷毛原デイサービスセンター	紀美野町毛原宮 172-2
	90	美里園	紀美野町安井 6-1
	91	サンメゾン・かりん	紀美野町野中 94-1
	92	モモ	紀美野町鎌滝 636
	93	海南・海草 総合介護支援センター デイサービスげんき	海南市沖野々 394-3
	94	白寿荘	海南市小野田 820-1
	95	デイサービスうらら	海南市名高 140-1
	96	南風園	海南市木津 233-40
	97	ケアセンター和が家	海南市木津 273
	98	福祉ホームぬくもり	紀美野町小畑 214
	99	老人憩の家かしこ荘	紀美野町小畑 834
	100	ひかり作業所	紀美野町下佐々 173
101	やすらぎ園	紀美野町下佐々 1408-7	
102	有田川町老人憩いの家 (千葉荘)	有田川町井口 22-2	
103	特別養護老人ホーム寿楽園	有田川町大字小川字矢本 992	
障がい者施設	104	ひまわり園	紀の川市桃山町調月 58-3
	105	太陽の丘	海南市上谷 777-1

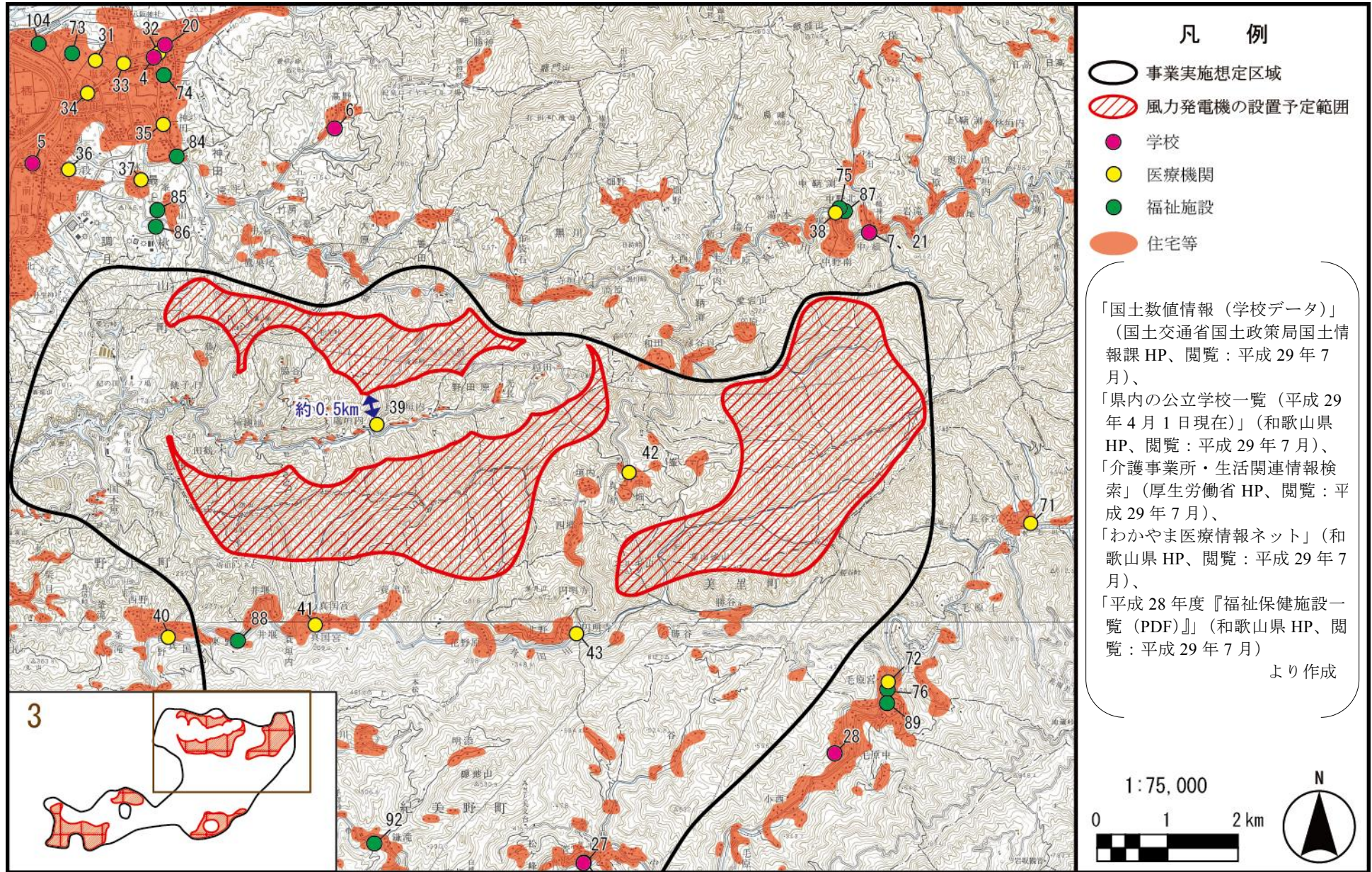
「国土数値情報 (福祉施設データ)」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
「介護事業所・生活関連情報検索」(厚生労働省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
「平成 28 年度『福祉保健施設一覧 (PDF)』」(和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成



第 3.2-12 図(1) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況



第 3.2-12 図(2) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況



第 3.2-12 図(3) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

海南市、紀の川市、有田川町、紀美野町及び和歌山県における下水道の処理人口普及状況及び汚水処理人口普及状況は第3.2-16表のとおりである。

平成27年度末における汚水処理人口普及率は海南市では32.0%、紀の川市では56.6%、有田川町では68.7%、紀美野町では46.1%となっている。下水道普及率は紀の川市では13.3%、有田川町では28.9%となっている。

第3.2-16表 下水道処理人口普及状況（平成27年度末）

区分	汚水処理人口普及率 (%)	下水道普及率 (%)
海南市	32.0	—
紀の川市	56.6	13.3
有田川町	68.7	28.9
紀美野町	46.1	—
和歌山県	60.6	25.4

注：「—」は出典に記載がないものを示す。

「和歌山県内汚水処理人口普及率」、「全国汚水処理人口普及率」
(和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課HP、閲覧：平成
29年7月) より作成

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

海南市、紀の川市、有田川町、紀美野町及び和歌山県における一般廃棄物の処理状況は第3.2-17表のとおりである。

平成27年度におけるごみ総排出量は海南市で20,608t、紀の川市で18,797t、有田川町で7,254t、紀美野町で2,012tとなっている。

第3.2-17表 一般廃棄物処理施設の整備状況（平成27年度）

区分		海南市	紀の川市	有田川町	紀美野町	和歌山県
ごみ 総排出量	計画収集量(t)	14,815	16,334	5,798	1,919	287,806
	直接搬入量(t)	5,097	2,233	1,456	93	57,810
	集団回収量(t)	696	230	0	0	10,412
	合計(t)	20,608	18,797	7,254	2,012	356,028
ごみ 処理量	直接焼却量(t)	15,980	15,707	5,375	1,434	295,950
	直接最終処分量(t)	1,502	126	0	0	3,578
	焼却以外の中間処理量(t)	2,431	2,213	1,879	578	48,477
	直接資源化量(t)	0	521	0	0	5,925
	合計(t)	19,913	18,567	7,254	2,012	353,930
中間処理後再生利用量(t)		2,431	1,395	1,169	331	33,139
リサイクル率(%)		15.2	11.4	16.1	16.5	13.6
最終処分量(t)		2,735	1,174	932	151	41,987

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100
 〔「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省HP、閲覧：平成29年7月)より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

和歌山県における平成26年度の産業廃棄物の排出状況は、第3.2-18表のとおりである。平成26年度の1年間の排出量は3,700千tである。

また、事業実施想定区域を中心とした50kmの範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は第3.2-19表、立地状況は第3.2-13図のとおりであり、中間処理施設328か所、最終処分場8か所となっている。

第 3.2-18 表 産業廃棄物の排出状況（平成 26 年度）

(単位：千 t/年)

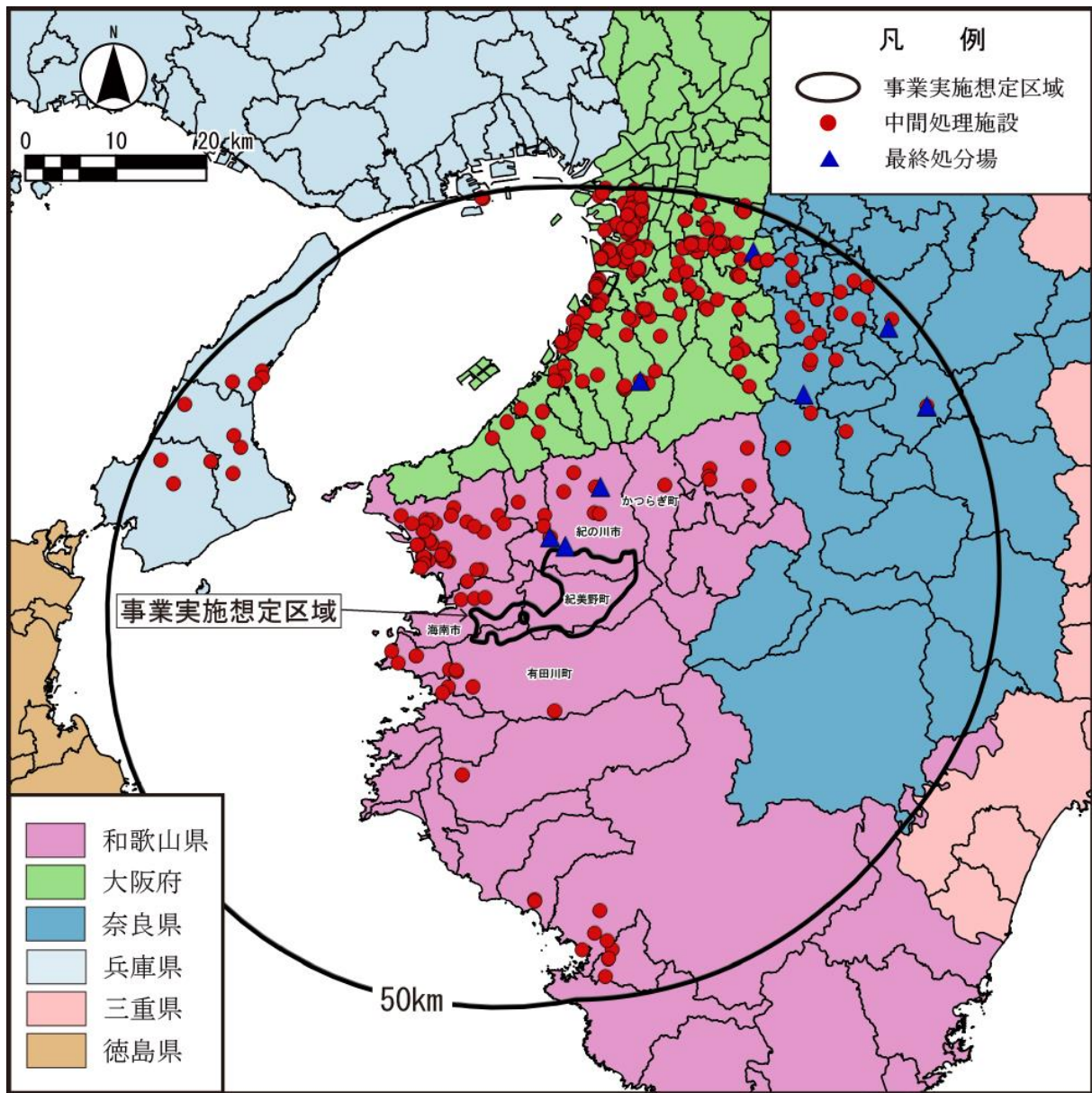
県	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
和歌山	3,700	2,460	1,108	131

〔「第 4 次和歌山県廃棄物処理計画」(和歌山県、平成 28 年)より作成〕

第 3.2-19 表 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町村	中間処理施設	最終処分場	市町村	中間処理施設	最終処分場
和歌山県	和歌山市	43	0	岩出市	2	0
	海南市	3	0	かつらぎ町	1	0
	紀の川市	7	3	湯浅町	3	0
	橋本市	5	0	みなべ町	2	0
	有田川町	4	0	田辺市	4	0
	日高川町	2	0	有田市	4	0
	上富田町	4	0			
奈良県	橿原市	3	0	吉野町	1	1
	御所市	4	1	五條市	3	0
	田原本町	2	0	香芝市	1	0
	上牧町	2	0	桜井市	1	1
	葛城市	3	0	大和高田市	1	0
	下市町	1	0			
兵庫県	洲本市	4	0	淡路市	4	0
	神戸市	2	0	南あわじ市	3	0
大阪府	堺市	53	0	泉南市	2	0
	大阪市	53	0	泉大津市	5	0
	東大阪市	1	0	泉佐野市	3	0
	岸和田市	15	0	忠岡町	2	0
	松原市	9	0	高石市	4	0
	和泉市	9	1	大阪狭山市	1	0
	富田林市	1	0	貝塚市	5	0
	八尾市	25	0	河内長野市	1	0
	柏原市	10	1	羽曳野市	2	0
	千早赤阪村	5	0	田尻町	1	0
	阪野市	2	0			
合計					328	8

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)より作成〕



「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」
 (国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成

第 3.2-13 図 廃棄物処理施設等の分布状況 (50km 範囲)

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められており、その内容は第3.2-20表(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については第3.2-20表(2)の基準がそれぞれ定められている。

第3.2-20表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 	

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成21年環境省告示第33号)より作成

第 3.2-20 表(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

〔「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）より作成〕

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき定められている。

和歌山県では第 3.2-21 表のとおり地域の類型のあてはめが行われているが、事業実施想定区域ではいずれも該当していない。

第 3.2-21 表(1) 騒音に係る環境基準
【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：和歌山県における騒音に係る環境基準の類型指定

AA 類型：和歌山県において指定地域はない。

A 類型：和歌山市及び海南市のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

B 類型：和歌山市及び海南市のうち、都市計画法第 9 条第 5 項から第 7 項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

C 類型：和歌山市及び海南市のうち、都市計画法第 9 条第 8 項から第 11 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）
 「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成 13 年 1 月公布）
 「平成 28 年版環境白書」（和歌山県、平成 28 年）より作成

第 3.2-21 表(2) 騒音に係る環境基準

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
 「平成 28 年版環境白書」(和歌山県、平成 28 年)
 より作成

第 3.2-21 表(3) 騒音に係る環境基準

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
 「平成 28 年版環境白書」(和歌山県、平成 28 年)
 より作成

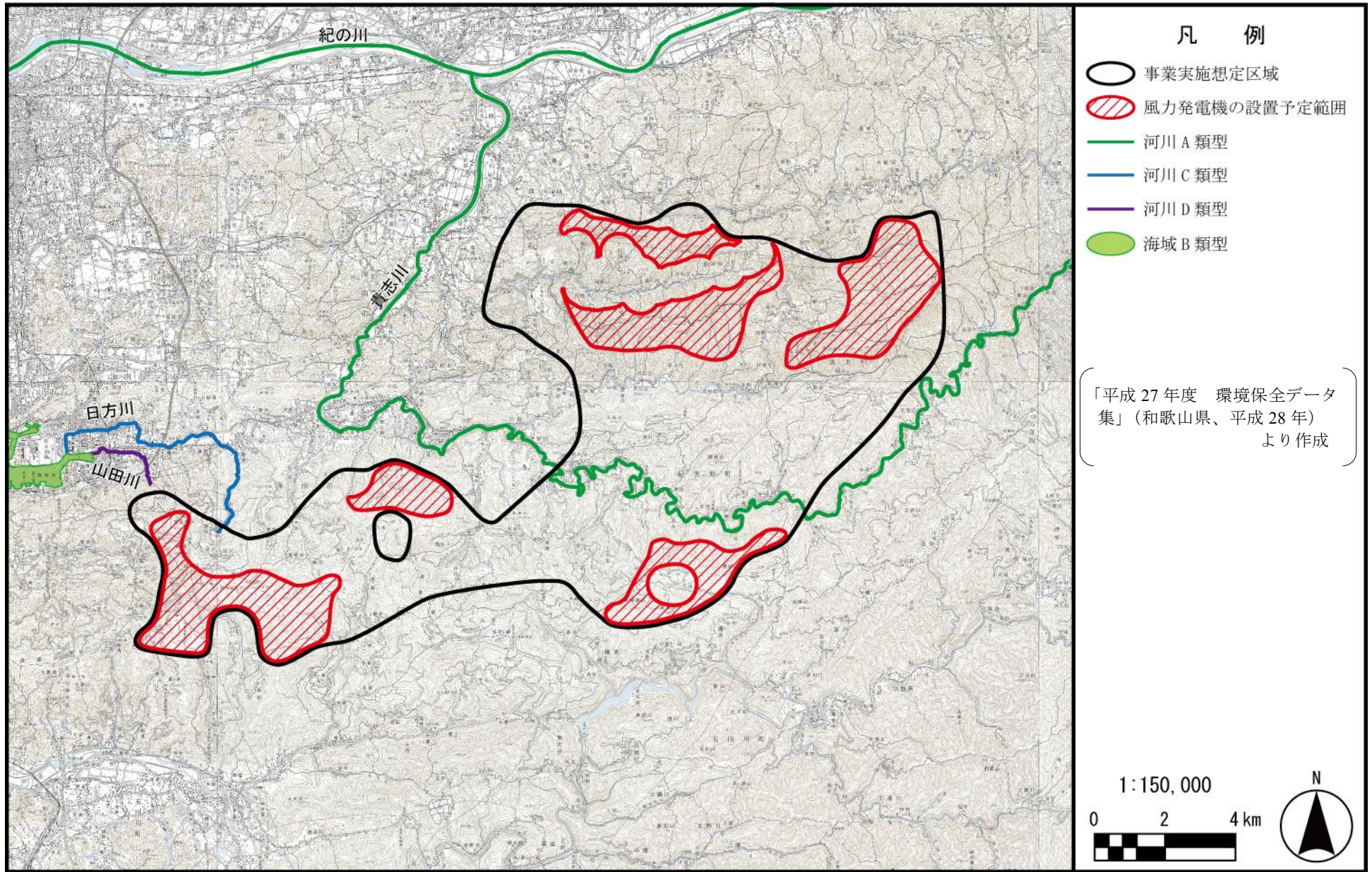
③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第3.2-22表のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、第3.2-23表～第3.2-25表のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。事業実施想定区域及びその周囲において、第3.2-14図のとおり紀の川及び貴志川が河川A類型、日方川が河川C類型、山田川が河川D類型、海南海域が海域B類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第3.2-26表のとおりすべての地下水について定められている。



第 3.2-14 図 水域の環境基準類型指定の状況

第 3.2-22 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成]

第 3.2-23 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-23 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-24 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、日間平均値とする。 3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成]

第 3.2-24 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級 (特殊なものを除く) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級 (特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考 1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-24 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-24 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成〕

第 3.2-25 表 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成〕

第 3.2-25 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成]

第 3.2-25 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

[「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成]

第 3.2-25 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

[「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成]

第 3.2-26 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号)より作成〕

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は第3.2-27表のとおりである。

第 3.2-27 表 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は第 3.2-28 表のとおりである。

第 3.2-28 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）より作成〕

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、海南市は 3.5、ただし、新たに設置される特定施設については 1.75 とされている。紀の川市、有田川町及び紀美野町では 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は第 3.2-29 表～第 3.2-31 表のとおりである。

和歌山県においては、用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、海南市及び有田川町には規制地域が存在するが、事業実施想定区域に指定地域はない。

第 3.2-29 表 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
第 5 種区域	55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	45 デシベル

備考

1. 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域及び第 5 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 - (1) 第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域
 - (2) 第 2 種区域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく指定地域の存する市町村の地域のうち、当該指定地域以外の区域
 - (3) 第 3 種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - (4) 第 4 種区域 工業地域及び工業専用地域
 - (5) 第 5 種区域 前各号に規定する区域以外の区域。ただし、知事が関係市町村長の意見を聴いて告示で定める特定の区域については、他の区域について定められている排出基準を適用することができる。
2. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

〔騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準〕（平成 22 年和歌山県告示第 175 号）
 「平成 25 年版 環境公害関係条例・規則集」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）
 より作成

第 3.2-30 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
85 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 でないこと

注：指定区域は次に掲げる区域である。

1. 第1種区域、第2種区域及び第3種区域
2. 第4種区域のうち次に掲げる施設の周囲おおむね80メートル以内の区域
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
 （昭和43年厚生省・建設省告示第1号）
 「平成25年版 環境公害関係条例・規則集」（和歌山県 HP、閲覧：平成29年7月）
 「昭和43年厚生省建設省告示第1号の別表第1号に規定する区域の指定」
 （平成8年和歌山県告示第641号）
 より作成

第 3.2-31 表 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15m、2車線を越える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

2. a区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- b区域：第一種住居地域及び第二種住居地域
- c区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 （平成12年総理府令第15号）
 「平成12年総理府令第15号備考の規定に基づく区域の指定」
 （平成22年和歌山県告示第179号）
 より作成

③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は第 3.2-32 表～第 3.2-34 表のとおりである。

和歌山県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、海南市及び有田川町には規制地域が存在するが、事業実施想定区域に指定地域はない

第 3.2-32 表 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 8 時まで	午後 8 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注：1. 第 1 種区域；第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域

第 2 種区域；近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

2. この表において、第 1 種区域（夜間を除く。）又は第 2 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

〔「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）
「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準」（平成 22 年和歌山県告示第 176 号）より作成〕

第 3.2-33 表 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

基準値	作業時刻	1 日当たりの 作業時間	連続 作業時間	作業日
75 デシベル	午後 7 時から 翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	10 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えないこと	日曜日 その他の休日 でないこと

注：指定区域は次に掲げる区域である。

- 第 1 種区域の全域並びに第 2 種区域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- 第 2 種区域のうち都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた工業地域及び工業専用地域の一部の区域で次に掲げる施設の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
 - 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
 - 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

〔「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）
「振動規制法施行規則別表第 1 の付表第 1 号に規定する区域の指定」（平成 8 年和歌山県告示第 644 号）より作成〕

第 3.2-34 表 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～20:00)	夜間 (20:00～8:00)
	第 1 種区域		65 デシベル
第 2 種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：1. 第 1 種区域

平成 22 年和歌山県告示第 176 号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準）第 1 項に定められた振動指定地域（以下「振動指定地域」という。）のうち、第 1 種区域として指定された区域

2. 第 2 種区域

振動指定地域のうち、第 2 種区域として指定された区域

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）
「振動規制法施行規則別表第 2 の備考第 1 項及び第 2 項に規定する区域及び時間の指定」（平成 8 年和歌山県告示第 645 号）より作成

④ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、生活環境 15 項目）が定められている（第 3.2-35 表）。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

第 3.2-35 表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（健康項目）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）より作成〕

第 3. 2-35 表 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (生活環境項目)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>※ 「環境大臣が定める湖沼」 昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」 平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）より作成〕

⑤ 悪臭

和歌山県では、和歌山市、海南市及び有田市の3市において、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）に基づく規制地域の指定が行われている。海南市では「平成26年度版 海南市の環境白書」（海南市、平成27年）によると、市の全域について規制地域を指定しており、規制基準については第3.2-36表のとおりである。

また、規制地域以外の地域については、「和歌山県公害防止条例」（昭和46年条例第21号）に基づき、第3.2-37表及び第3.2-38表のとおり、工場・事業場の監視と指導が行われている。なお、本事業は特定施設に該当しない。

第3.2-36表(1) 悪臭に係る規制基準（敷地境界線上）

(単位：ppm)

特定悪臭物質	地域の区分	
	第1地区	第2地区
アンモニア	2	1
メチルメルカプタン	0.004	0.002
硫化水素	0.06	0.02
硫化メチル	0.05	0.01
二硫化メチル	0.03	0.009
トリメチルアミン	0.02	0.005
アセトアルデヒド	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
イソブチルアルデヒド	0.07	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.009
イソバレルアルデヒド	0.006	0.003
イソブタノール	4	0.9
酢酸エチル	7	3
メチルイソブチルケトン	3	1
トルエン	30	10
スチレン	0.8	0.4
キシレン	2	1
プロピオン酸	0.07	0.03
ノルマル酪酸	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
イソ吉草酸	0.004	0.001

注：1. 第1区域とは、都市計画法に基づき、都市計画区域について定められた準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

2. 第2区域とは、第1区域以外の区域をいう。

3. 規制基準は、敷地境界線の地表における濃度である「悪臭防止法施行規則」（昭和47年5月30日総理府令第39号）

〔「平成26年度版 海南市の環境白書」（海南市、平成27年）より作成〕

第 3.2-36 表(2) 悪臭に係る規制基準（排水）

事業場から排出される排水に含まれる悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。）の規制基準は、次の式により算出した排水中の濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C_{Lm} ：排水中の濃度（mg/L）

k：下表の値

C_m ：敷地境界線上における規制基準値（ppm）

（単位：ppm）

特定悪臭物質	流量 Q (m ³ /秒)		
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

〔平成 26 年度版 海南市の環境白書〕（海南市、平成 27 年）より作成

第 3.2-37 表 悪臭に係る排出基準

和歌山県公害防止条例に基づく悪臭に係る排出基準

悪臭防止法第 3 条の規定により指定された規制地域以外の地域に係る悪臭の排出の基準は、工場又は事業場の周辺の人々の多数が著しく不快を感じずと認められる程度とする。

〔和歌山県公害防止条例〕（昭和 46 年条例第 21 号）より作成

第 3.2-38 表 悪臭に係る特定施設

項	施設の種類	規模又は能力
1	飼料又は肥料（化学肥料を除く。）の製造及び配合の用に供するもの	
	(1)原料置場	置場の面積が 6.6 平方メートル以上であること。
	(2)蒸解施設	処理能力が 1 日当たり 500 キログラム以上であること。
	(3)乾燥施設	処理能力が 1 日当たり 250 キログラム以上であること。
2	鶏ふんの処理の用に供するもの	
	(1)乾燥施設	指定区域内で鶏ふんを乾燥するものであること。
3	動物の飼料又は収容の用に供するもの	
	(1)飼料調理施設（加熱処理をするものに限る。）	豚（生後 6 箇月未満のものを除く）50 頭以上又は鶏（30 日未満のひなを除く。）5,000 羽以上の飼料を加熱するものであること。
4	酵素剤の製造の用に供するもの	
	(1)乾燥施設	1 回の乾燥仕上量の能力が 200 キログラム以上であること。
5	アクリル樹脂の製造若しくは加工の用に供するもの	
	(1)貯蔵施設	収容能力が 500 リットル以上であること。
6	塗装の用に供するもの	
	(1)吹付施設	塗料並びに溶剤の使用量が 1 時間当たり 3 リットル以上であること。
7	その他知事が必要と認めて指定する悪臭を発生する施設	
備考		
次に掲げるものを除く。		
(1) 実験の用に供するもの（ただし、工業化のためのテストプラントを除く。）		
(2) 移動式のもの		
(3) 悪臭防止法第 3 条の規定により指定された規制地域内に設置されるもの		

注：指定区域とは、「化製場等に関する法律」（昭和 23 年法律第 140 号）第 9 条第 1 項の規定により知事が指定する区域。

〔「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年条例第 21 号）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく区域の指定に係る基準は第 3.2-39 表のとおりである。平成 29 年 3 月 28 日現在、海南市において、土壌汚染対策法に基づく「要借置区域」の指定があるが、「形質変更時要届出区域」の指定はない。紀の川市、有田川町及び紀美野町においては指定された区域はない。

和歌山県において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

第 3.2-39 表(1) 区域の指定に係る基準
(土壌溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）より作成〕

第 3.2-39 表(2) 区域の指定に係る基準
(土壌含有量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号)より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、「平成 27 年度 全国の地盤沈下地域の概況」(環境省 水・大気環境局、平成 28 年)によると、和歌山県において、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)に基づく規制地域の指定はない。

また、海南市、紀の川市、有田川町及び紀美野町において、条例等で地下水採取規制はなされていない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む)は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和 54 年法律第 49 号)の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。また、和歌山県では、「和歌山県地球温暖化対策条例」(平成 19 年和歌山県条例第 16 号)に基づき、二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者に対し、温室効果ガス排出抑制計画書の作成、提出を義務付けている。

(3) その他の環境保全計画等

① 和歌山県環境基本条例

和歌山県の環境行政の基本的方向については、「和歌山県環境基本条例」（平成 9 年和歌山県条例第 41 号）において定められている。

この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。

また、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定及び実行するために、第 3.2-40 表のとおり、環境の保全についての基本理念が定められている。

第 3.2-40 表 環境の保全についての基本理念

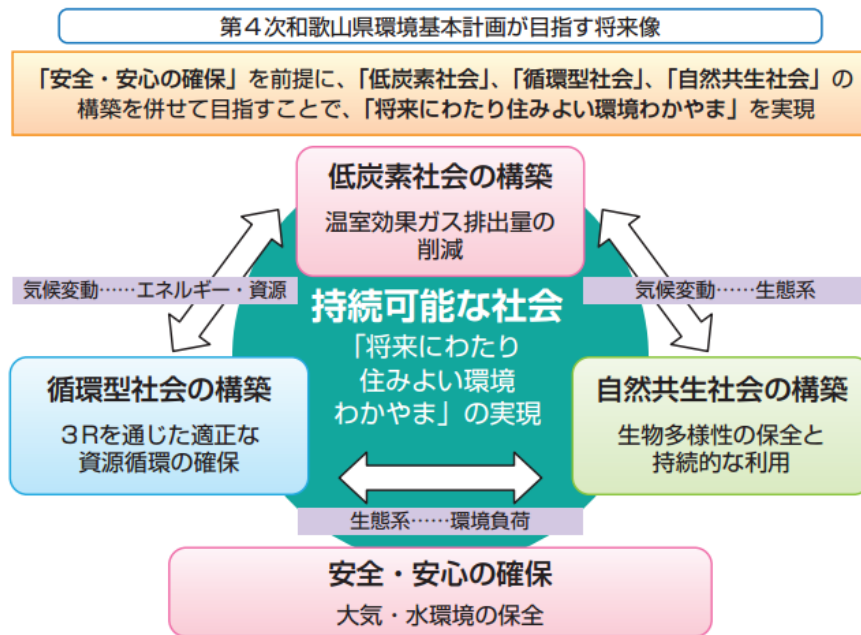
基本理念	
1	環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、その環境を将来にわたって維持するように適切に行われなければならない。
2	環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持するとともに、環境に適切に働きかけ、その賢明な利用を図りながら、自然と人との豊かな触れ合いを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように適切に行われなければならない。
3	環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障を未然に防ぐことを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
4	地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

〔「和歌山環境基本条例」（平成 9 年和歌山県条例第 41 号）より作成〕

② 和歌山県環境基本計画

「和歌山県環境基本計画」は、「和歌山県環境基本条例」（平成 9 年和歌山県条例第 41 号）に基づき、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、計画の基本的考え方や長期的な目標、その実現に向けた施策展開のあり方などを示す計画として平成 12 年に第 1 次、平成 17 年に第 2 次、平成 23 年に第 3 次環境基本計画が策定された。一方で、個別法令等に基づき分野別の計画が策定され、それぞれの分野での取組が進められている状況を受け、「取組の必要性と目指す方向」と「分野別の計画との役割分担」を明確にするために、平成 28 年 3 月に「第 4 次和歌山県環境基本計画」（以下「本計画」という。）が策定されている。

本計画においては、和歌山県が目指す環境の将来像として、「健全で恵み豊かな本県の環境が保全されるとともに、それらを通じて県民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来の世代にも継承することができる社会～持続可能な社会『将来にわたり住みよい環境わかやま』～」が掲げられており、その実現のため、第 3.2-15 図のとおり、「安全・安心の確保」を前提に「低炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」及び「自然共生社会の構築」への取組が一体的に進められており、計画期間は平成 28 年 4 月から平成 33 年 3 月としている。



〔「第 4 次和歌山県環境基本計画」（和歌山県、平成 28 年）より引用〕

第 3.2-15 図 「第 4 次和歌山県環境基本計画」が目指す将来像

③ 海南市総合計画

海南市では、平成 19 年 3 月に「第 1 次海南市総合計画」が策定された。将来像としては「元気 ふれあい 安心のまち 海南」が掲げられている。計画期間は平成 19～28 年度であり、平成 24 年 3 月には、平成 19～23 年度を期間とした前期計画が見直され、平成 24～28 年度を計画期間とした後期基本計画が策定された。現在は、「第 2 次海南市総合計画」について審議がなされている。施策の体系は第 3.2-41 表のとおりである。

第 3.2-41 表 施策の体系（海南市）

将来像	政策目標	基本施策
元気 ふれあい 安心のまち 海南	都市基盤が整い、 快適で住みやすいまち	○国・県道の整備促進 ○生活道路の整備・改良 ○公共交通機関の充実 ○快適な住環境の整備充実 ○安全な水の安定供給体制の確立 ○生活排水処理の充実 ○河川等の整備 ○有効な土地利用の推進
	産業が盛んで、活気が あるまち	○農業の振興 ○水産業の振興 ○商工業の振興 ○港湾の整備 ○観光の振興 ○企業誘致の推進 ○雇用・労働環境の改善
	人と自然が調和し、 環境を大切にしている まち	○良好な自然環境の保全 ○市民の環境美化活動の推進 ○循環型社会の構築
	心やさしい人が育ち、 ふれあいがあるまち	○幼児教育の充実 ○義務教育の充実 ○高等学校教育の充実 ○青少年の健全育成 ○生涯学習の振興 ○文化の振興 ○スポーツ・レクリエーション活動の推進 ○人権尊重の推進 ○男女共同参画の推進 ○市民活動の推進
	誰もが安心して いきいきと 暮らしているまち	○医療体制の充実 ○市民病院の充実 ○健康づくりの推進 ○障害者福祉の充実 ○高齢者福祉の充実 ○地域福祉社会の形成 ○社会保障制度の充実 ○子育てを支える環境づくり ○健やかに生み育てる環境づくり
	誰もが安全に不安なく 生活しているまち	○防災体制の充実 ○市民防災力・地域防災力の強化 ○防犯・消費者保護対策の推進 ○交通安全対策の充実 ○消防力の強化
	市民とともに歩む 効率的な行財政運営に 取り組みます	○協働のまちづくりの推進 ○開かれた市政・情報の共有 ○効率的な行政運営 ○健全な財政運営

〔「第 1 次海南市総合計画 後期基本計画」（海南市、平成 24 年）より作成〕

④ 紀の川市長期総合計画

紀の川市では、「いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる 紀の川市」を都市の将来像として、「第 1 次紀の川市長期総合計画」が平成 20 年 3 月に策定された。「基本構想」の計画期間は平成 20～29 年度の 10 年間であり、「基本計画」の計画期間は、前期が平成 20～24 年度の 5 年間、後期が平成 25～29 年度の 5 年間である。紀の川市長期総合計画の構想概念は第 3.2-42 表のとおりである。

第 3.2-42 表 施策の体系（紀の川市）

将来都市像	政策目標	分野	重点施策
いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる 紀の川市	【協働】 ともに参加し 行動するまち	市民協働・交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民と行政の協働の仕組みづくり ○ 市民の意見を反映する仕組みづくり ○ 市民活動の育成支援 ○ 国際交流の推進 ○ 市民イベントの活性化 ○ コミュニティ活動の支援
		防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の育成 ○ 防災情報体制の強化 ○ 防災施設整備の充実 ○ 交通安全対策の推進 ○ 地域の見守り、防犯・交通安全体制の推進
	【人づくり】 すこやかで感性豊かな人が育つまち	医療・保険・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険制度の安定的運営 ○ 地域医療体制の整備 ○ 救急医療体制の充実 ○ 健康診断の充実と受診促進 ○ 健康づくりの支援 ○ 障害者の自立支援 ○ 高齢者の自立支援 ○ 介護予防・重度化防止及びサービスの適切な利用の促進 ○ 子育て環境・体制の整備・支援 ○ 保育（学童）環境の整備充実 ○ 乳幼児の健康管理と育児支援の充実 ○ 母子保健の充実 ○ 地域主体の地域福祉活動の支援と体制整備 ○ 斎場の整備
		教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権の教育・啓発と相談体制の充実 ○ 男女共同参画の推進 ○ 基礎学力の向上 ○ 心の教育の充実 ○ 学校・地域・家庭の連携強化 ○ 教育環境の充実 ○ 家庭教育の推進 ○ 地域での子どもの健全育成の推進 ○ 文化財の保全と意識啓発 ○ 市民の文化活動の充実 ○ 生涯学習の推進 ○ 市民の自発的な学習活動支援 ○ 公民館活動の充実 ○ 図書館活動の充実 ○ 地域でのスポーツ活動の振興 ○ スポーツ施設の充実
	【基盤づくり】 快適で活気があるまち	都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な土地利用とまちづくりの推進 ○ 快適な住環境の整備 ○ 土地の適正な管理 ○ 公共交通の利用促進 ○ 広域道路の整備促進 ○ 主要幹線道路の整備 ○ 身近な生活道路の整備 ○ 水道施設の整備と維持管理 ○ 水道事業の効率的運営 ○ 地域情報化の推進 ○ 防災基盤の整備
		農業・産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業誘致の促進 ○ 市内雇用の促進 ○ 就労支援 ○ 商業の活性化 ○ 農業基盤の整備 ○ 農業の担い手育成・経営支援 ○ 農業振興と農地の保全 ○ 農業の生産性向上とブランド化 ○ 環境保全に配慮した農業の推進 ○ 食育の推進 ○ 観光の振興
	【環境づくり】 環境にやさしいまち	環境生活	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの減量・資源化の推進 ○ 廃棄物の適正処理 ○ 不法投棄の防止推進 ○ 環境美化活動の推進 ○ 水質検査と水質保全の啓発 ○ 排水対策の推進
		環境自然	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の保全 ○ 森林の自然ふれあい環境づくり ○ 水辺の自然ふれあい環境づくり
	【行財政】 健全な行財政運営をするまち	行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納税の適正化 ○ 財政計画の構築 ○ 行財政改革の推進 ○ 行政財産の適正管理と有効活用 ○ 行政評価制度の導入 ○ 庁舎機能の再編
		サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の資質向上 ○ 住民サービスの充実 ○ 市民への広報活動の充実 ○ 市民の市政参加啓発の推進 ○ 情報公開の推進

〔第 1 次紀の川市長期総合計画〕（紀の川市、平成 20 年）より作成

⑤ 有田川町長期総合計画

有田川町では「人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち」を将来像として掲げ、平成 29 年 3 月に「第 2 次有田川町長期総合計画」が策定された。計画期間は平成 29～38 年度の 10 年間とし、前期は平成 29～33 年度の 5 年間である。平成 34～38 年度を計画期間とする後期計画において、基本計画の見直し・修正を行うこととしている。施策の体系は第 3.2-43 表のとおりである。

第 3.2-43 表 施策の体系（有田川町）

将来像	政策目標	施策
人が集い、 想いを紡ぎ、 新しい流れをつくるまち	誰もが生き生きと暮らせる 福祉社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者福祉の充実 ○障害者（児）福祉の充実 ○地域福祉の充実 ○健康の保持・増進 ○地域医療体制の充実 ○子どもを産み育てやすい環境づくり
	地域の特性を 活かした産業・観光の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○農業の振興—農業基盤の強化 ○農業の振興—販売・流通の促進 ○林業の振興 ○商工業の振興 ○観光業の振興 ○交流の促進と定住支援
	自然と共生し、快適に暮らせる 生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境の保全とクリーンエネルギーの活用 ○循環型社会の構築 ○住環境の整備 ○上下水道の整備 ○市街地の整備とまちなみの形成 ○交通基盤整備の充実
	可能性を伸ばしまちを豊かにする 教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○消防救急体制の整備 ○防災体制の整備 ○安心・安全な暮らしづくり ○子育てしやすい環境づくり ○学校教育の充実 ○教育環境の充実 ○青少年の健全育成 ○社会教育の推進 ○絵本のまちづくりの推進 ○人権の尊重 ○男女共同参画の推進 ○歴史・文化遺産の保存と活用 ○芸術文化活動の振興 ○生涯スポーツの振興
	住民参加とさまざまな交流により 開かれたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○住民参加の推進 ○地域交流の推進 ○国際交流の推進 ○住民サービスの向上 ○行財政運営の効率化

〔「第 2 次有田川町長期総合計画」（有田川町、平成 29 年）より作成〕

⑥ 紀美野町長期総合計画

紀美野町では、「空・山・川のふれあいのある美しいふるさと」を将来像とした「第1次紀美野町長期総合計画」を、平成19年3月に策定している。

平成29年3月には新たに「第2次紀美野町長期総合計画」を策定し、計画期間を平成29～38年度の10年間として、5年が経過した時点で基本計画を見直すものとしている。計画の体系は第3.2-44表のとおりである。

第3.2-44表 施策の体系（紀美野町）

将来像	基本方針	施策
空・山・川のふれあいのある美しいふるさとと住民活力でつくるまちづくり	みんなでつくるまちづくり (住民協働と行政改革)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域協働のまちづくりの体制整備 ○ まちづくり協働活動の促進 ○ 住民の相互交流の促進 ○ 町外との交流と町のPRの充実 ○ 行政運営の効率化 ○ 行政事務の改善
	子育て・教育のまちづくり (子育て支援・生涯学習)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児支援事業の充実 ○ 子育て支援環境の整備 ○ 学校教育環境の充実 ○ 教育内容の充実 ○ 生涯学習支援体制の整備 ○ 生涯学習施設の整備
	福祉の充実したまちづくり (健康・福祉)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健事業の推進 ○ 健康づくり活動の促進 ○ 介護保険サービスの充実 ○ 介護予防と在宅福祉対策の推進 ○ 早期発見と早期支援の体制整備 ○ 障害福祉サービスの拡充 ○ 地域福祉推進体制の強化
	安心・安全で住み良いまちづくり (生活基盤・防災)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路網の整備と管理 ○ 公共交通の確保と利便性の向上 ○ 住宅・宅地の整備 ○ 持続可能な水道事業の運営 ○ 災害に強いまちづくり ○ 消防・救急・救助体制の充実
	活力ある産業のまちづくり (産業振興・観光)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域農業の生産性向上 ○ 農林業基盤を生かした観光交流の促進 ○ 豊かな森林資源の利用促進 ○ 商工業の育成 ○ 観光交流事業の推進 ○ 内発型産業の育成 ○ 雇用・就労場の確保

〔第2次紀美野町長期総合計画〕（紀美野町、平成29年）より作成

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲における「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づく自然公園の指定状況は、第3.2-45表及び第3.2-16図のとおりであり、「龍門山県立自然公園」及び「生石高原県立自然公園」が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第1種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第2種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

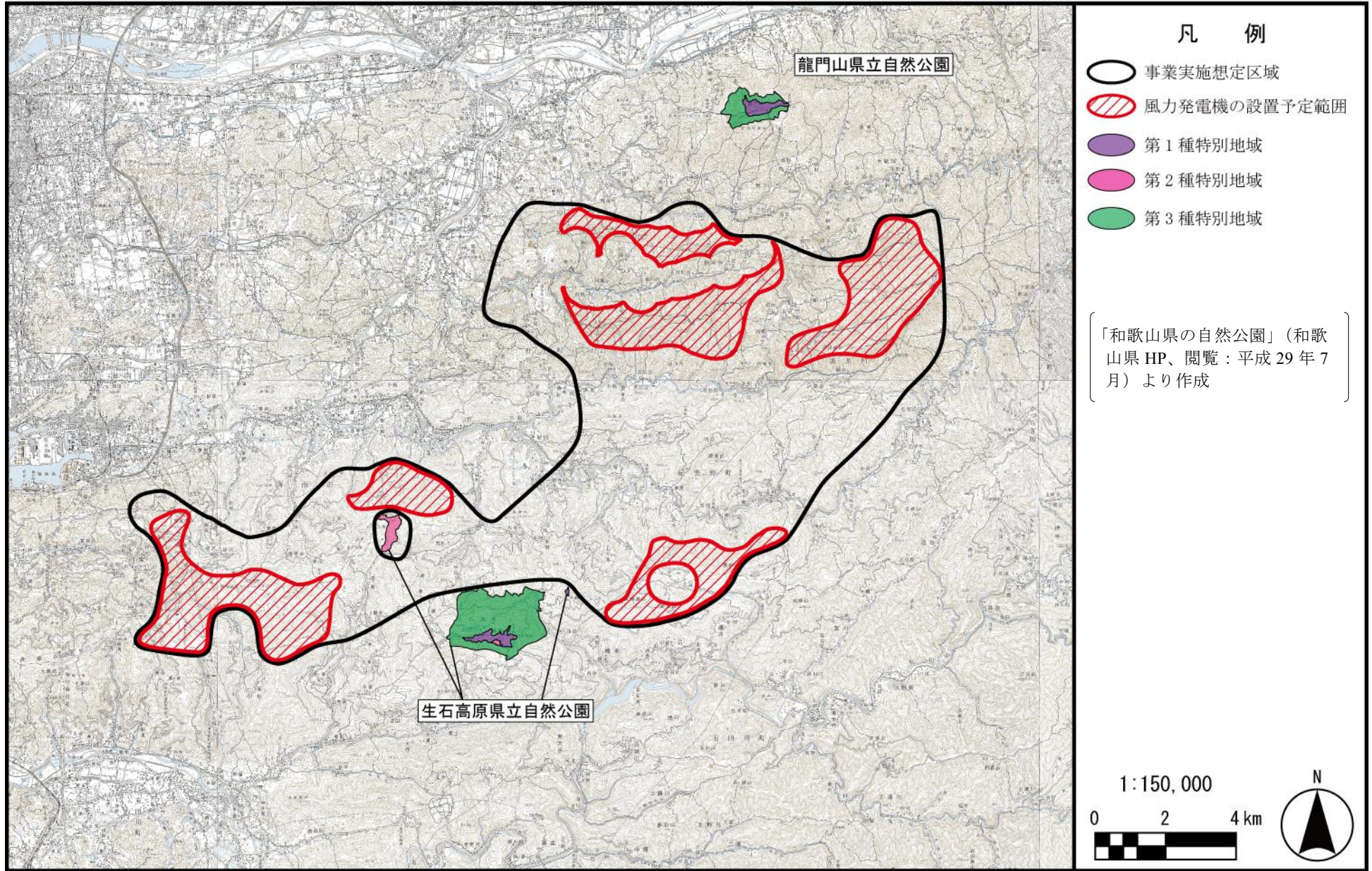
第3種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)。

第3.2-45表 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	面積	概要	関係市町村
龍門山県立自然公園 (昭和33年4月19日)	126ha	紀の川中流域の南側に位置し、紀州富士の名で親しまれている龍門山を核とする公園である。龍門山頂部には磁石岩と呼ばれる、蛇紋岩でできた岩石や、真夏に涼しい風の吹き出す風穴と呼ばれる洞穴が見られる。また6月頃には山頂部一面にキイシモツケの白い花が咲く。山頂からは紀ノ川や和泉の山々を望むことができる。	紀の川市
生石高原県立自然公園 (昭和30年2月5日)	426ha	ススキ群落が広がる生石高原は、関西有数の規模を誇り、山頂からは四国、淡路島や護摩檀山等の紀州の峰々の眺めを楽しむことができ、またハイキングやキャンプなどの利用も盛んである。ススキ草原の維持のため、NPOや地元町により刈り取りや山焼きなどの自然環境保全活動が積極的に行われており、3月には山焼きも行われる。箕六弁財天社には樹齢500年とされるカツラの巨木がみられ、県の天然記念物に指定されている。沼地は、淡水の自然沼として優れた地形・地質景観を持ち、環境省の「重要湿地500」に選定される。	有田川町、 紀美野町

〔「和歌山県の自然公園」(和歌山県HP、閲覧：平成29年7月)より作成〕



第 3.2-16 図 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

紀の川市には一部近郊緑地保全地域の指定がなされているが、事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない（「和歌山県地理情報システム」、和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区については、第 3.2-46 表及び第 3.2-17 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に鳥獣保護区が分布している。

第 3.2-46 表 鳥獣保護区の指定状況

名称	区分	面積 (ha)	期限
紀ノ川鳥獣保護区	集団渡来地	532	平成36年10月31日
岩出紀ノ川鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	109	平成29年10月31日
岩出鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	250	平成35年10月31日
紀の川（紀の川市）鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	1,166	平成38年10月31日
紀伊風土記の丘鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	850	平成33年10月31日
東山東鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	73	平成33年10月31日
貴志川町鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	620.9	平成30年10月31日
桃山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	4	平成38年10月31日
鞆鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	2.5	平成29年10月31日
竈山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	3	平成31年10月31日
岡崎鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	61	平成38年10月31日
吉里鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	36	平成34年10月31日
境原鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	39	平成32年10月31日
海南市民の森鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	8	平成32年10月31日
亀池鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	136	平成30年10月31日
野中鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	60	平成34年10月31日
鎌滝鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	11	平成30年10月31日
国吉鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	20	平成30年10月31日
雨の森鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	43.5	平成36年10月31日
生石山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	160	平成37年10月31日
楠本鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	140	平成38年10月31日
南生石鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	180	平成30年10月31日
嵯峨鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	151	平成32年10月31日
城山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	6	平成35年10月31日
有田川鳥獣保護区	集団渡来地	790	平成30年10月31日
近井鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	887	平成38年10月31日

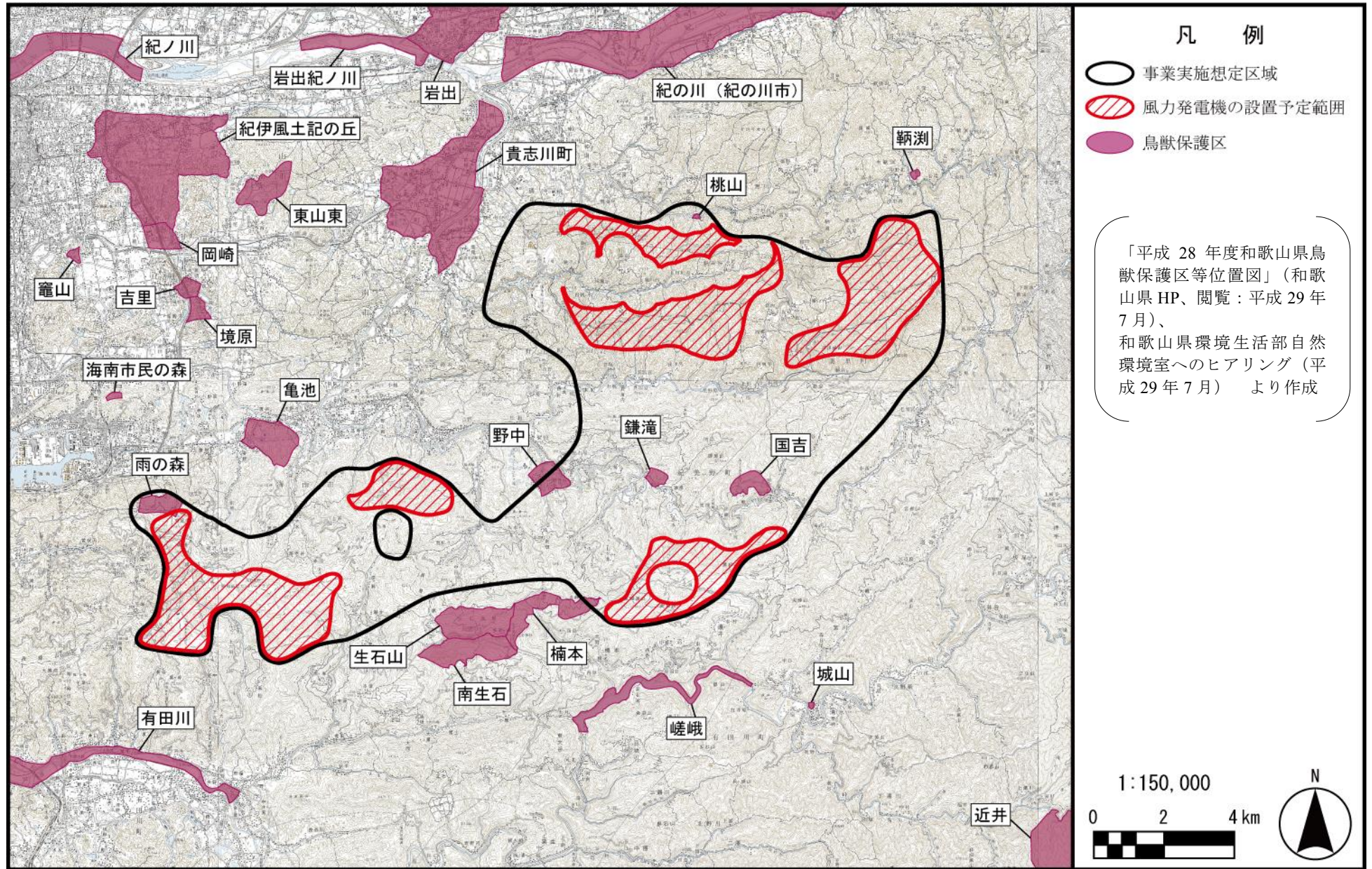
「平成 28 年度和歌山県鳥獣保護区等位置図」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）
和歌山県環境生活部自然環境室へのヒアリング（平成 29 年 7 月）より作成

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）に基づく湿地の区域はない。



第 3.2-17 図 鳥獣保護区等の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

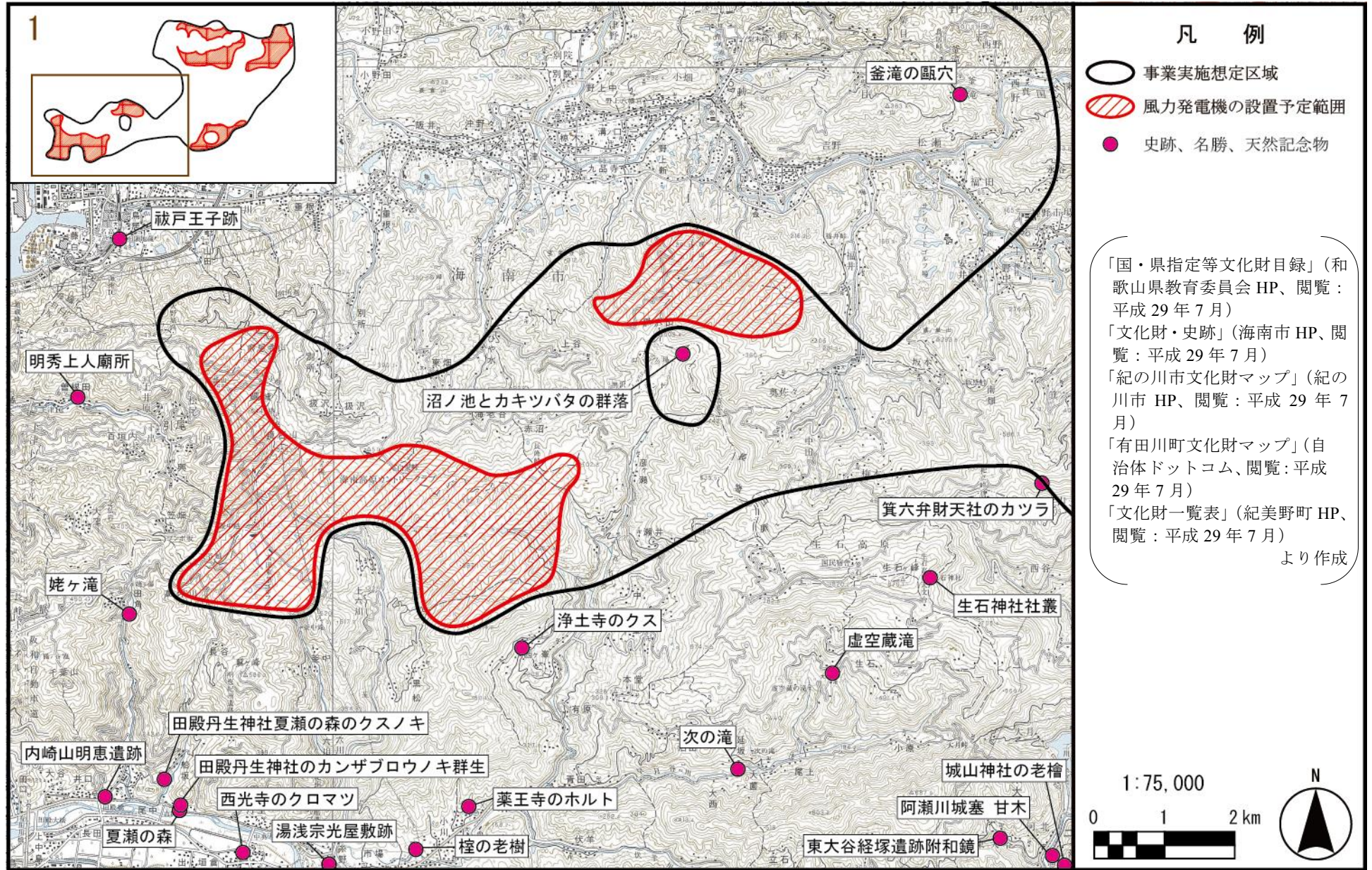
事業実施想定区域及びその周囲における文化財保護法（昭和25年法律第214号）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は第3.2-47表及び第3.2-18図のとおりである。事業実施想定区域には史跡・名勝・天然記念物は存在しているが、風力発電機を設置予定範囲には存在していない。

また、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は第3.2-48表及び第3.2-48表のとおりである。

第3.2-47表 事業実施想定区域及びその周囲における
史跡・名勝・天然記念物

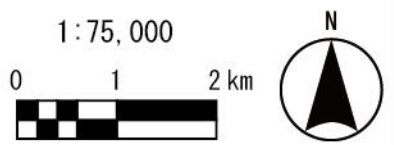
指定区分	種類	名称	所在地
県	史跡	祓戸王子跡	海南市鳥居
	史跡	明秀上人廟所	海南市下津町曾根田
	天然記念物	釜滝の甌穴	紀美野町釜滝
	天然記念物	国木原ノダフジの大樹	紀美野町国木原
	天然記念物	しらかしの老大樹群	紀美野町田
	天然記念物	善福寺のカヤ	紀美野町勝谷
	天然記念物	丹生神社のイチョウ	紀美野町長谷宮
	天然記念物	箕六弁財天社のカツラ	紀美野町箕六
	天然記念物	生石神社社叢	有田川町 楠本
	天然記念物	田殿丹生神社夏瀬の森のクスノキ	有田川町船坂
	天然記念物	檜の老樹	有田川町小川
	天然記念物	浄土寺のクス	有田川町西ヶ峯
	史跡	東大谷経塚遺跡附和鏡	有田川町東大谷
	市町	史跡	北古墳群
史跡		内崎山明恵遺跡	有田川町井口
史跡		夏瀬の森	有田川町出
史跡		湯浅宗光屋敷跡	有田川町糸野
史跡		阿瀬川城塞 甘木	有田川町二川
史跡		清水城跡	有田川町清水
天然記念物		勝神薬師寺のカヤ	紀の川市勝神
天然記念物		鞆淵八幡神社のスギ	紀の川市中鞆淵
天然記念物		三船神社古宮のケヤキ	紀の川市桃山町神田
天然記念物		稲荷五社明神社のヒノキ	紀の川市桃山町大原
天然記念物		丹生神社のカヤ	紀の川市桃山町中畑
天然記念物		大歳神社社叢イチイガシの純林	紀の川市桃山町調月
天然記念物		黒川のクス	紀の川市桃山町黒川
天然記念物		黒川庚申堂のサクラ	紀の川市桃山町黒川
天然記念物		田殿丹生神社のカンザブロウノキ群生	有田川町出
天然記念物		西光寺のクロマツ	有田川町庄
天然記念物		薬王寺のホルト	有田川町小川
天然記念物		城山神社の老檜	有田川町二川
天然記念物		イヌマキの大樹	有田川町日物川
天然記念物		沼ノ池とカキツバタの群生	有田川町彦ヶ瀬
名勝		姥ヶ滝	有田川町田角
名勝		虚空蔵滝	有田川町生石
名勝		次の滝	有田川町延坂

「国・県指定等文化財目録」（和歌山県教育委員会 HP、閲覧：平成29年7月）、「文化財・史跡」（海南市 HP、閲覧：平成29年7月）、「紀の川市文化財マップ」（紀の川市 HP、閲覧：平成29年7月）、「有田川町文化財マップ」（自治体ドットコム、閲覧：平成29年7月）、「文化財一覧表」（紀美野町 HP、閲覧：平成29年7月）より作成

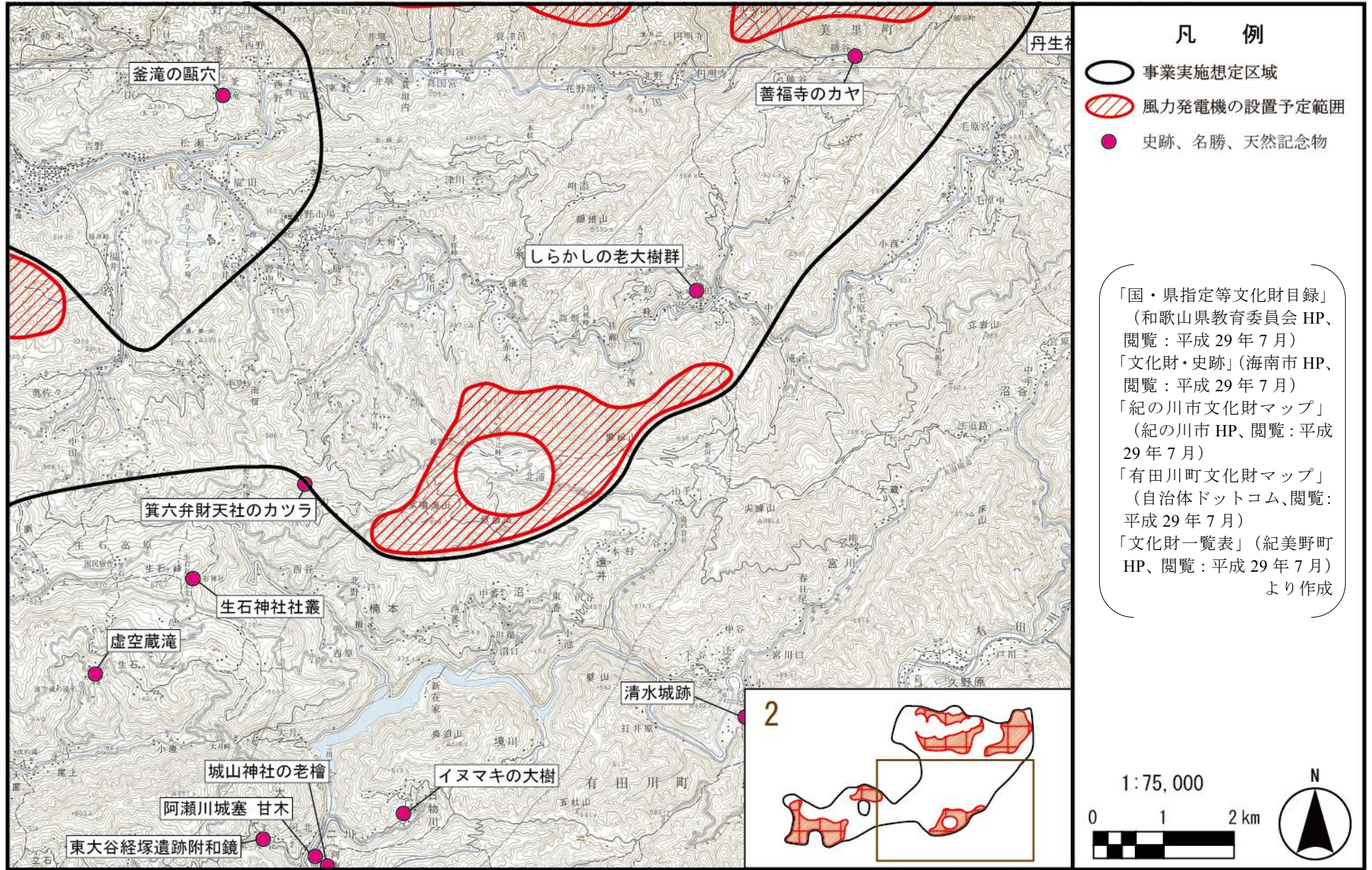


- 凡 例
- 事業実施想定区域
 - ▨ 風力発電機の設置予定範囲
 - 史跡、名勝、天然記念物

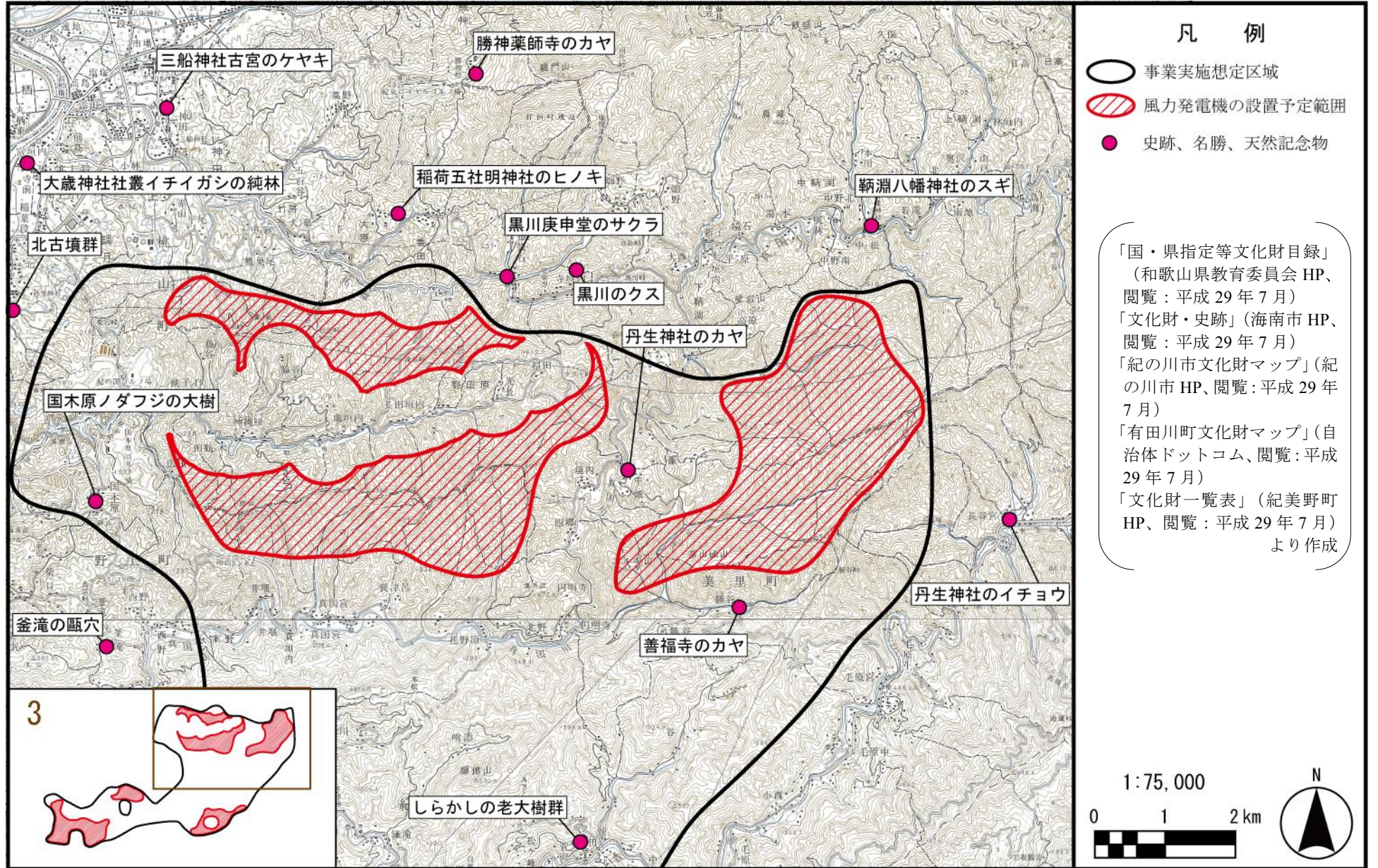
「国・県指定等文化財目録」(和歌山県教育委員会 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
 「文化財・史跡」(海南市 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
 「紀の川市文化財マップ」(紀の川市 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
 「有田川町文化財マップ」(自治体ドットコム、閲覧：平成 29 年 7 月)
 「文化財一覧表」(紀美野町 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
 より作成



第 3.2-18 図(1) 史跡・名勝・天然記念物の状況



第 3.2-18 図(2) 史跡・名勝・天然記念物の状況



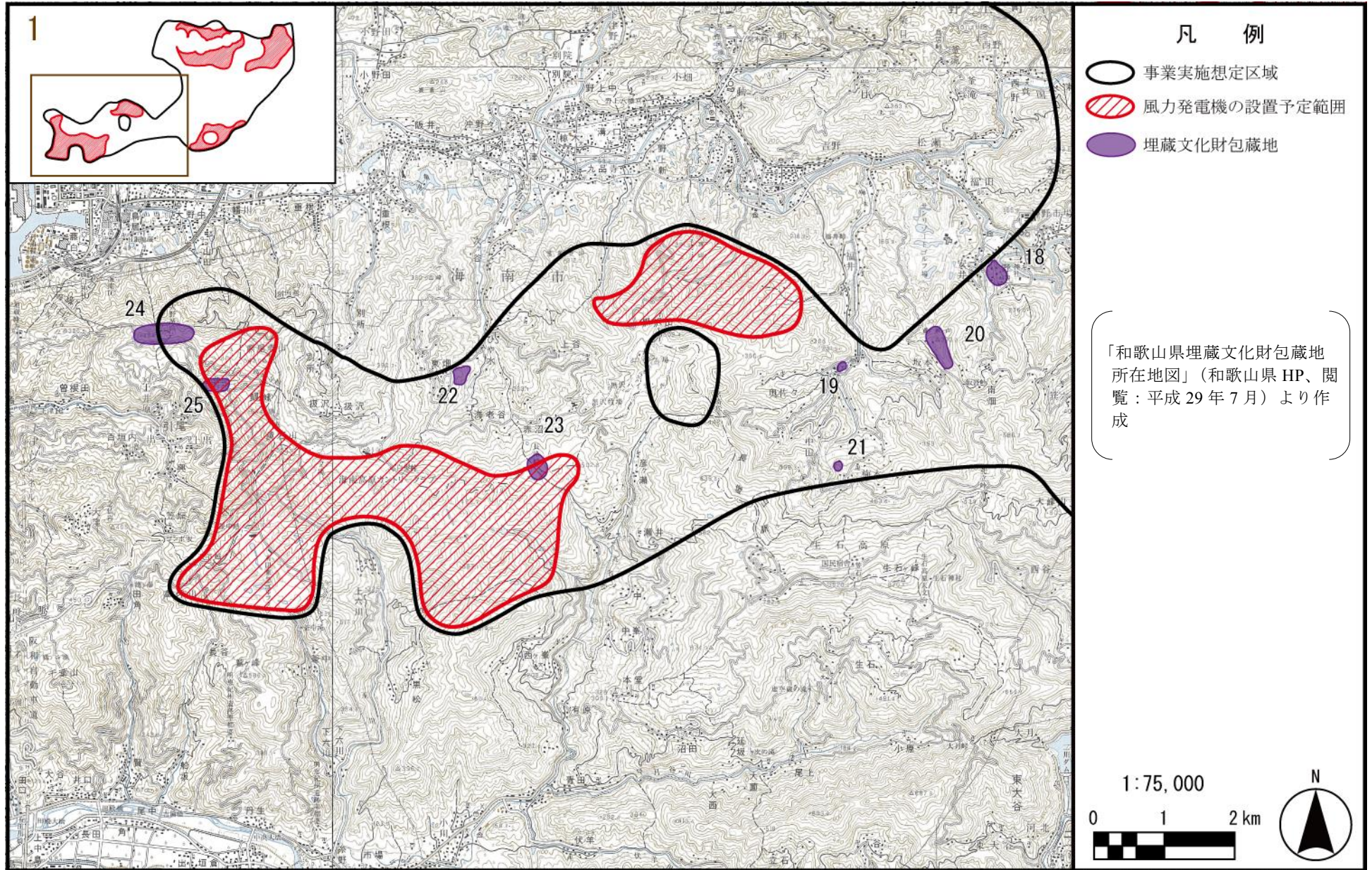
第 3.2-18 図(3) 史跡・名勝・天然記念物の状況

第 3.2-48 表 事業実施想定区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

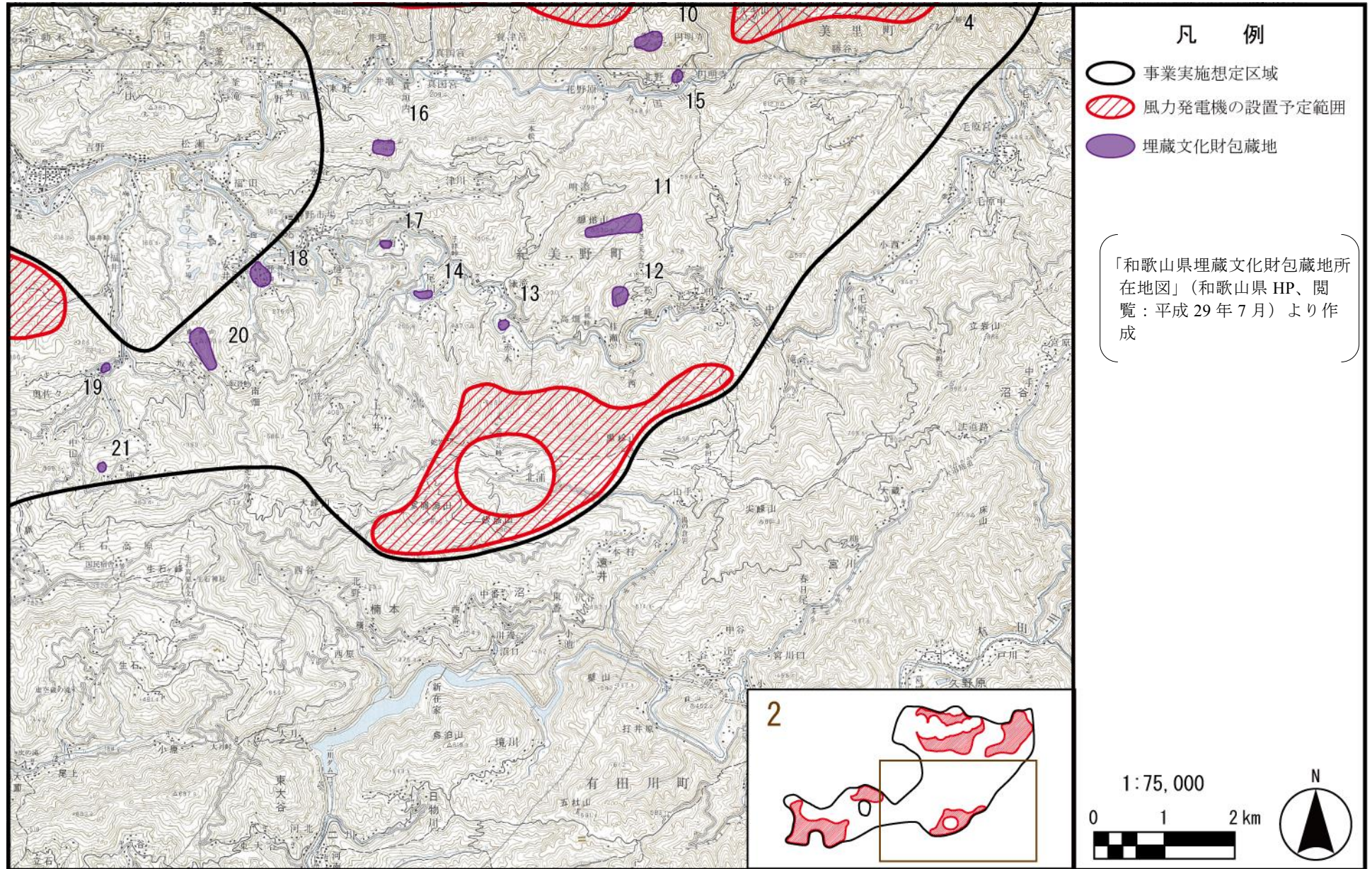
No.	遺跡名	種別	時代
1	城山城跡	城館跡	中世
2	櫛城跡	城館跡	中世
3	垣内遺跡	散布地	—
4	勝谷城跡	城館跡	中世
5	雲山寺跡	寺院跡	鎌倉
6	雨山遺跡	出土地	縄文
7	城段山城跡	城館跡	中世
8	城の段館跡	館跡	中世
9	城が原城跡	城館跡	中世
10	垣内遺跡	散布地	—
11	隠地山城跡	城館跡	中世
12	嫌ヶ城跡	城館跡	中世
13	赤木遺跡	散布地	縄文
14	三尾川遺跡	散布地	旧石器、縄文
15	円明寺遺跡	散布地	縄文
16	上ノ城跡	城館跡	室町
17	大角遺跡	散布地	縄文
18	安井遺跡	集落跡	縄文、中世
19	河野城跡Ⅲ	城館跡	室町
20	鷲ヶ巣城跡	城館跡	中世
21	中田遺跡	散布地	室町
22	東畑城跡	城館跡	中世
23	長峰山城跡	砦跡	中世
24	大野城跡	城館跡	中世
25	飯盛山城跡	城館跡	中世

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

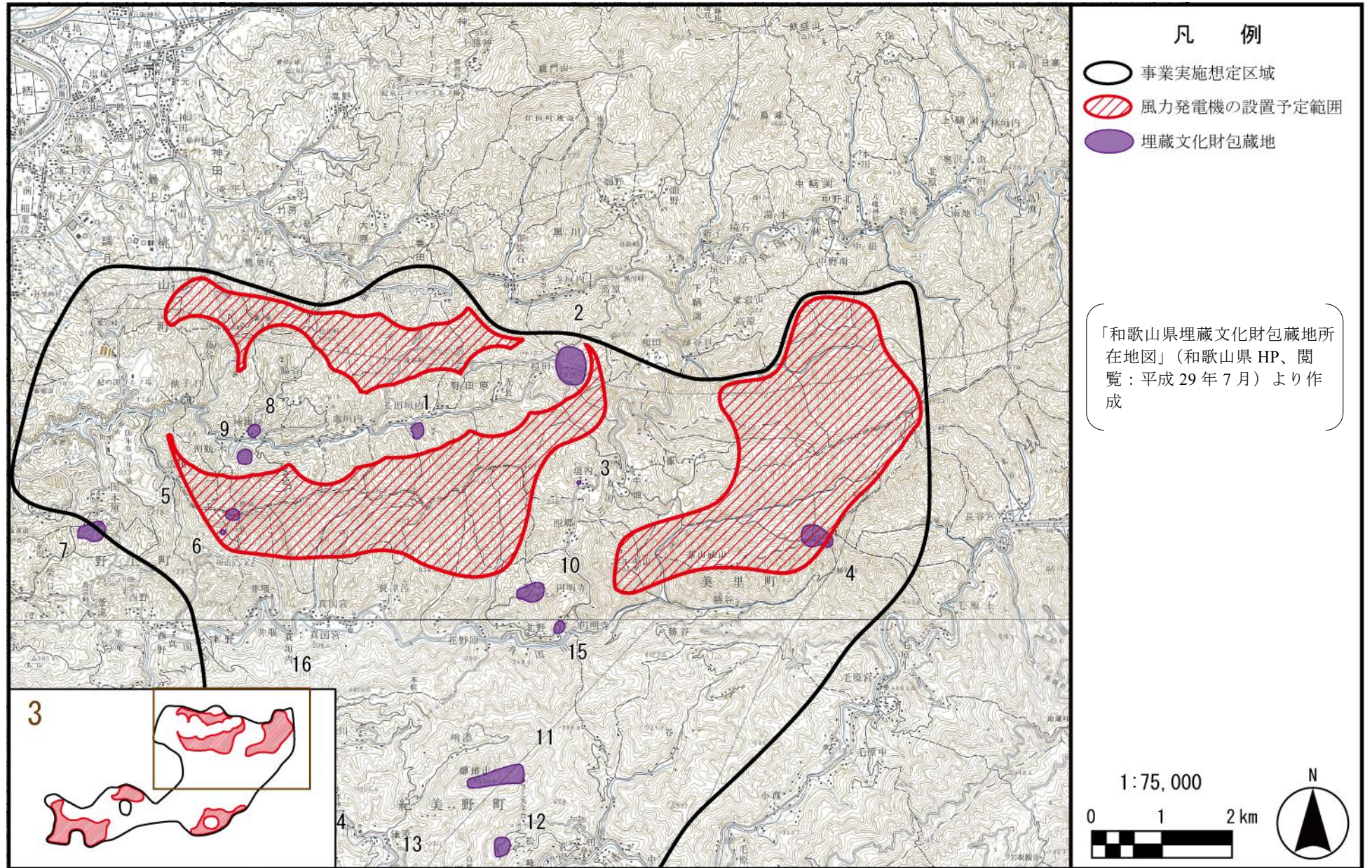
〔和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図〕
 (和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成



第 3.2-19 図(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況



第 3.2-19 図(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況



第 3.2-19 図(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

事業実施想定区域及びその周囲の「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条の規定により定められた景観計画区域について、景観行政団体である有田川町は町内全域を景観計画区域に指定している他、海南市、紀の川市及び紀美野町は和歌山県の景観計画区域に指定されている。

② 風致地区

海南市、紀の川市、有田川町及び紀美野町には「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）により指定された風致地区は存在しない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林の指定状況は第 3.2-20 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に保安林が存在している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地は第 3.2-21 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に砂防指定地が存在している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

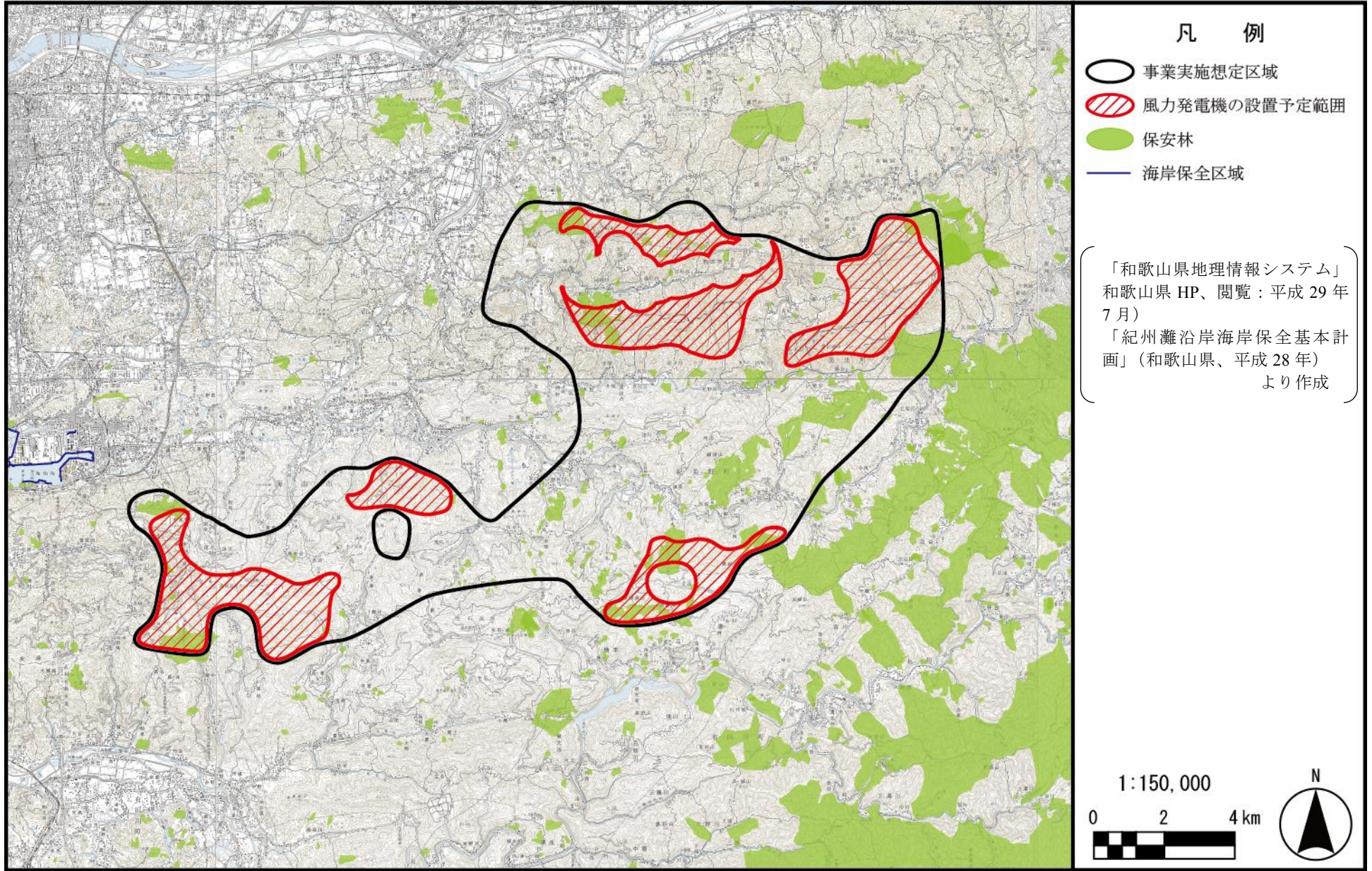
事業実施想定区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は第 3.2-21 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

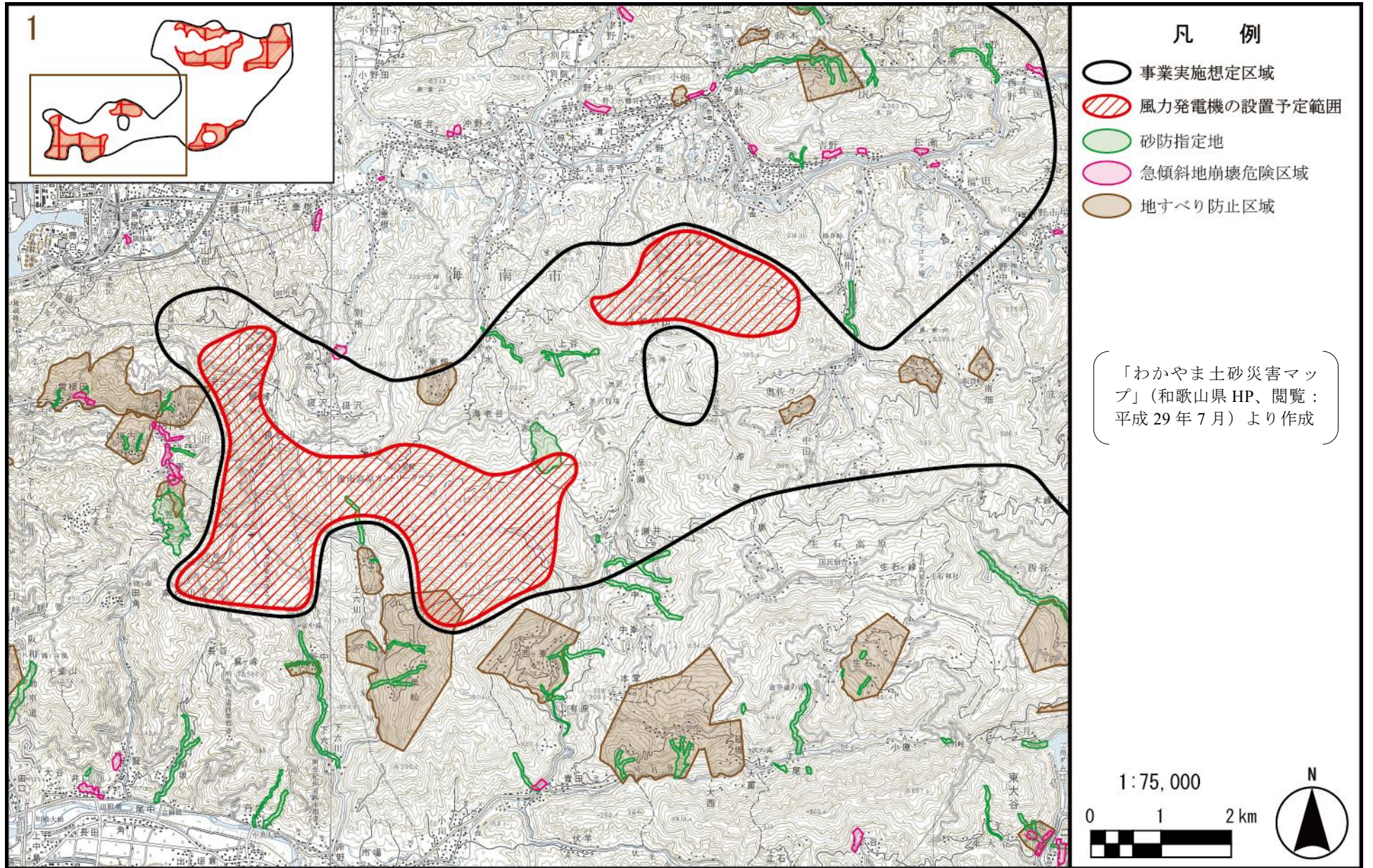
事業実施想定区域及びその周囲に「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域は第 3.2-21 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に地すべり防止区域が存在している。

⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域

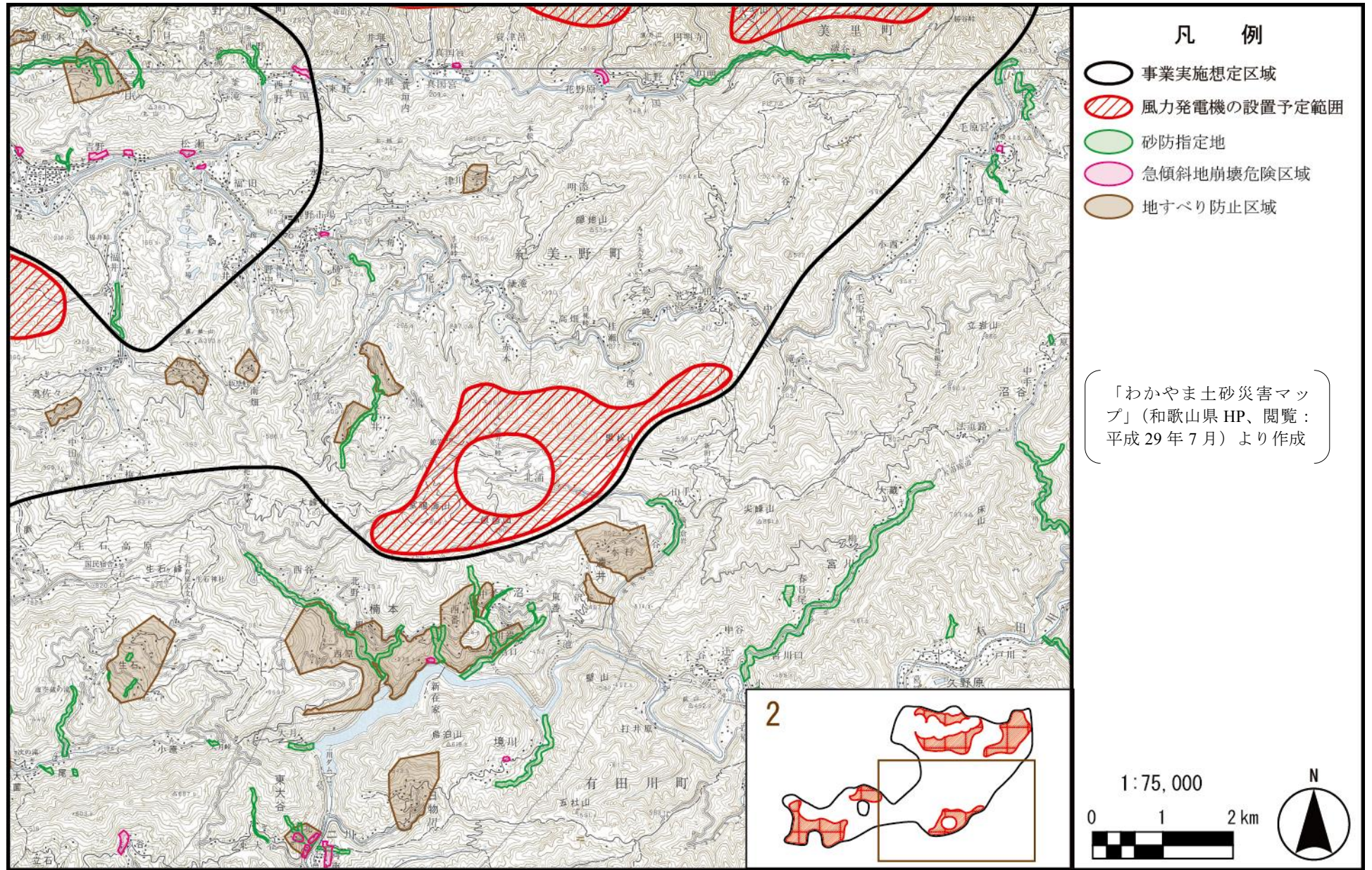
事業実施想定区域及びその周囲における「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号）に基づく海岸保全区域は第 3.2-20 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に海岸保全区域が存在している。



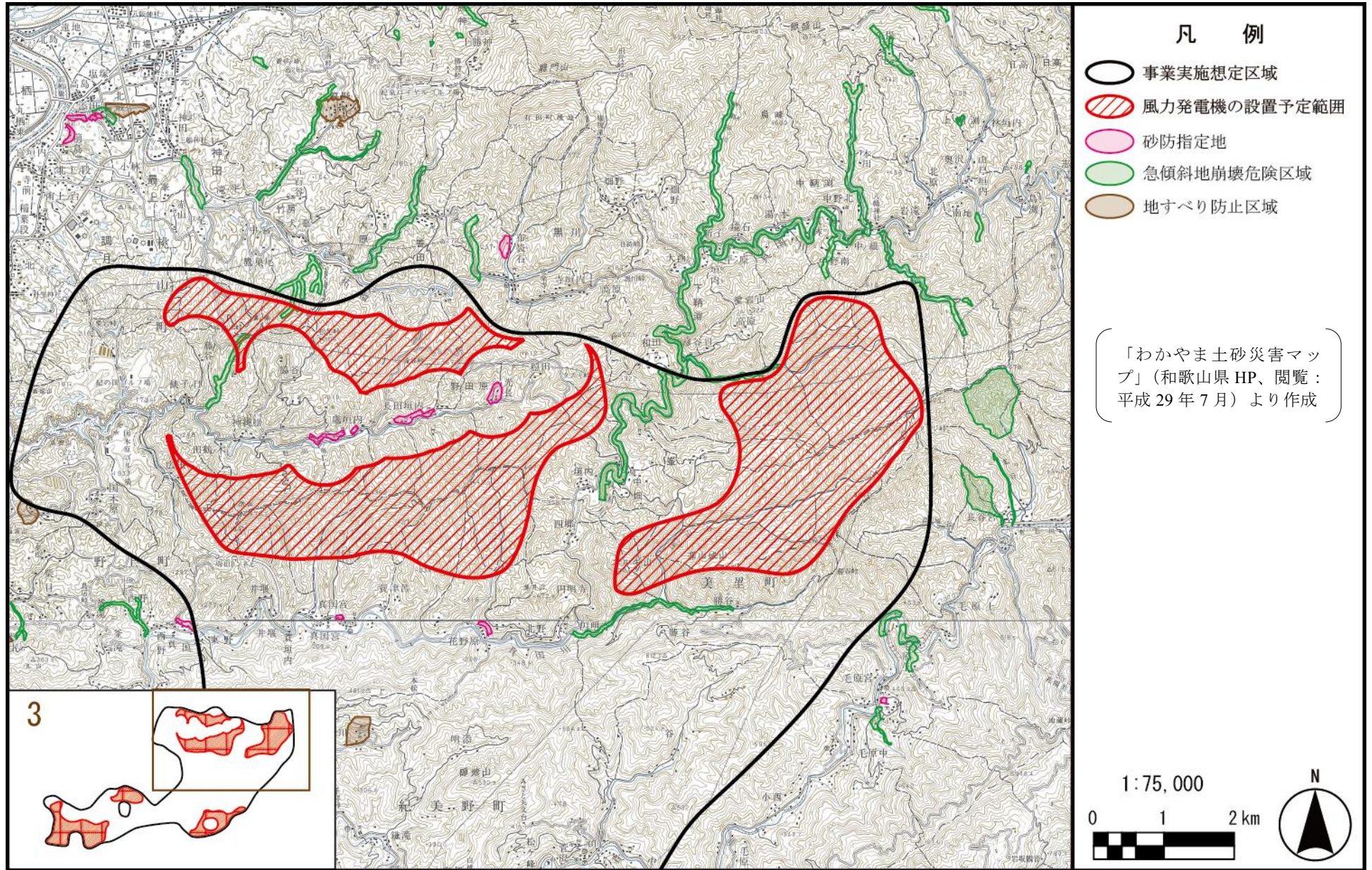
第 3.2-20 図 保安林及び海岸保全区域の指定状況



第 3.2-21 図(1) 砂防指定地等の状況



第 3.2-21 図(2) 砂防指定地等の状況



第 3.2-21 図(3) 砂防指定地等の状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると第3.2-49表のとおりである。

第3.2-49表 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無					
			海南市	紀の川市	有田川町	紀美野町	事業実施想定区域及びその周囲	事業実施想定区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	○	○	○	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	×	×	×	○	×
		公害防止計画	×	×	×	×	○	×
	騒音規制法	規制地域	○	×	○	×	○	×
	振動規制法	規制地域	○	×	○	×	○	×
	水質汚濁防止法	指定地域	○	○	○	○	○	○
	悪臭防止法	規制地域	○	×	×	×	○	○
	土壌汚染対策法	指定区域	○	×	×	×	○	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×	×	×
		国定公園	×	○	○	×	×	×
		県立自然公園	×	○	○	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	○	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○	○	○
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	×	×
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	×	×	×	×	×	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	○	○	○	○
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×	○	○
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	○	×	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	○	○	○
	海岸法	海岸保全区域	○	×	×	×	○	×

注：○；指定あり、×；指定なし